

令和2年第2回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和2年6月16日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
第 5 議案第 2 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）
第 6 議案第 3 0 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））
第 7 議案第 3 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第3号））
第 8 議案第 3 2 号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
第 9 議案第 3 3 号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
第 1 0 議案第 3 4 号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案について
全員で構成する予算特別委員会の設置
第 1 1 議案第 3 5 号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第 1 2 議案第 3 6 号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）
第 1 3 議案第 3 7 号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 1 4 同意案第 1 号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 1 5 同意案第 2 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 1 6 同意案第 3 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 1 7 同意案第 4 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 1 8 同意案第 5 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 1 9 同意案第 6 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 2 0 同意案第 7 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 2 1 同意案第 8 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 2 2 同意案第 9 号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
第 2 3 一般質問

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書

追加日程

- 第 1 総務開発常任委 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
 員会委員長報告 意見書の提出について
- 第 2 予算特別委員会 議案第34号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續
 委員長報告 等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 3 議案第35号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第36号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正
 予算（第1号）
- 第 5 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
 る意見書案
- 第 6 農産物加工施設 閉会中の継続審査申出書
 検討特別委員会
 委員長申出
- 第 7 総務開発常任委 閉会中の継続調査申出書
 員会委員長申出
- 第 8 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
 委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
教	育	課	長	根	井	朗	夫	君		
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君

代表監査委員 大 西 敏 典 君

◎議会事務局

事 務 局 長 瀬 戸 雅 哉 君

書 伊 藤 秋 恵 君

(午前 9時00分開会)

○議長（岩井英明君） おはようございます。開会前に一言申し上げます。

丸山昇前副議長におかれましては、昨年の6月8日、病気によりご逝去されました。早いものでもう1年が過ぎました。改めてここに心からご冥福をお祈りするとともに、丸山前副議長のご遺志を継ぎ、赤井川村発展のため議会議員一同全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたしたいと思います。

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、報告1件、議案9件、同意案9件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたしたいと思いをします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、曾根敏明君及び3番、辻康君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間といたしたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思いをします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思いをします。お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思いをします。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和2年4月分から5月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただく前に1つお願いとおわびがございます。先日の議会運営委員会の際にご指摘があったキロロコンドミニウム等の固定資産税の歳入計上については、3月の定例会の時点では正確な評価額が算出されていなかったことから、概算見込みで説明をしていたため賦課額が確定した正確な数字を9月議会に補正計上したいと考えておりました。そのため、本定例会での計上を見送っていたというのが事のてんまつでありました。ただ、概算でもよいから、見込みがあるなら予算に計上しておくのが筋であるというご指摘もごもつともなご指摘であると考えましたので、議案審議に入る前にお許しをいただけましたら議案第36号の差替えをお願いしたいというふうに考えております。考え方の違いがあったにせよ、議案の差替えとなってしまう、皆様を混乱させてしまったことを深くおわび申し上げます。なお、計上額算出に係る詳細については、議案説明の際にご説明させていただきます。つきましては、議長に差替えのタイミングについてお取り計らいをいただければ幸いに存じますので、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほど山口副議長におかれましては、北海道町村議会議長会表彰の授与、誠におめでとうございます。今後とも村の発展のため、ご活躍くださいますよう心よりお祝いを申し上げます。

それでは、行政報告のほうに入らせていただきます。4件の行政報告をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。赤井川村情報公開条例及び赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。赤井川村情報公開条例第31条及び赤井川村個人情報保護条例第46条の規定により毎年条例の運用状況の報告が義務づけられておりますので、下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、赤井川村情報公開条例の運用状況、期間といたしましては平成31年4月1日から令和2年3月31日まででございます。開示請求件数については2件、決定区分として一部開示が2件、文書等不存在として1件ということでございます。米印として、開示請求件数2件については複数文書の開示請求のため、開示請求件数と決定区分が不一致となっております。

2として、赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、開示の請求なしでございます。

3、運用状況の公表についてでございますけれども、7月広報により公表するというこ

とでございます。

開示請求の内訳につきましては、次ページ以降、2ページから4ページに掲載させていただいておりますので、後ほどご一読いただければなというふうに思います。

続きまして、5ページ目をお開きください。特別定額給付金の支給決定状況についてでございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に実施されております特別定額給付金の支給決定状況について下記のとおりご報告いたします。

申請書郵送開始については、令和2年5月15日金曜日でございます。

申請の期間は、令和2年5月18日から8月17日までの3か月間。

対象世帯数については、基準日が4月27日ということで662世帯、1,178人でございます。

申請の状況につきましては、5月31日申請受付現在で郵送申請が367件、63.9%、窓口申請が204件で35.5%、オンライン申請につきましては3件の0.6%ということで、合計で574件ということになっております。

支給決定の状況ということで、5月18日から5月19日につきましては5月26日に支給しております。支給額については4,200万円、世帯数については222件、申請割合については33.5%というふうになっております。以下、5月31日まで2回支給しておりまして、5月31日現在、合計で金額にして1億510万円と、件数にして574件、86.7%になっております。ちなみに、この資料を作って提出した後に、昨日現在でございますけれども、6月15日現在で662世帯のうち608世帯に支給を決定しております。昨日現在で91.84%というふうになってございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目、6ページ目をお開きください。第四期赤井川村総合計画【後期基本計画】策定に係る村民アンケート調査結果についてでございます。平成27年度策定の第四期赤井川村総合計画、前期基本計画として平成28年から令和2年までということになっております。策定時と同様に村民アンケートを実施しましたので、下記のとおり概要についてご報告いたします。

記としまして、1番目、アンケート調査の目的ということで、第四期赤井川村総合計画後期基本計画、令和3年から令和7年の策定に当たって、村への愛着度や今後の定住意向をはじめ、村の各環境に関する満足度と重要度、今後の村づくりの特色など、村民の意識やニーズを把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものでございます。

2番目として、アンケート調査の概要として、調査対象としては18歳以上の村民全員954名、赤井川中学校の1年生から3年生まで34名を対象としておりました。配布数としては、郵送、区会、各種会合等における配布で780通、区会、各種会合における配布で174通でございます。調査期間は、令和元年12月ということです。有効回収率としては、18歳以上の村民全員に関しては393通を回収して41.2%、赤井川中学校については34通、100%の回収でございます。米印として、前回のアンケート調査の回収率が23.1%でしたので、大体倍近くの回収が行われたということでございます。

3番目の集計結果の概要ということで、6ページ目から7ページ目に記載しておりますけれども、別添で18歳以上の村民と、あと中学生のアンケート結果については別冊で配付しておりますので、後ほどご覧いただければなというふうに考えております。今後後期計画を策定する中で、これらのアンケート結果をきちんと反映するような形の中でまとめていければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後になります。4番目として令和2年3月1日以降工事等発注状況についてでございます。8ページ目、9ページになります。令和2年3月1日以降の工事等発注状況でございます。3月16日、赤井川村構造改善センター（赤井川村保養センター）指定管理業務から次ページ、9ページの5月22日の村営桜団地敷地整備工事まで、計38件についての発注状況を掲示しておりますので、こちらについても後ほどお目通しいただければなというふうに考えております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 　ただいま村長からの行政報告の中で議案第36号の差替えの申出がありました。

議長といたしましては、このままですとこれからの議案審議に支障を来すと考えますので、差替えもやむを得ないと考えますが、皆様も差替えにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 　曾根敏明君。

○2番（曾根敏明君） 　今の議長の、村長は差し替えたということで了解はします。でも、我々議員、先日の議運の中でも昨年度より差替えが非常に多く見られるということで、今後いろんな面で各部署で配慮願、ご注意いただきたいなど。ただそれだけでございます。よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 　ご異議ありませんでしたので、議案第36号の差し替えすることに決定いたしました。

○議長（岩井英明君） 　それでは、差し替えのため暫時休憩いたします。

午前 9時15分 休憩

午前 9時16分 再開

○議長（岩井英明君） 　それでは、会議を再開いたします。

ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め、質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 報告第1号

○議長（岩井英明君） 　次に、日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一

般会計) 議題といたしたいと思います。

本件に関し、報告を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度赤井川村一般会計補正予算書第7号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きください。1 ページ目が計算書になっております。令和元年度赤井川村繰越明許費繰越計算書(一般会計)。2 款1 項総務管理費、事業名としては、都外灯設置工事でございます。繰越額については、右側の36万800円ということになっておりますので、内訳は左側の表のようになってございます。

9 款教育費、2 項小学校費、事業名は情報機器備品購入費といたしまして、繰越額として148万5,000円、内訳は右側のとおりになってございます。

3 項中学校費、情報機器備品購入費、繰越額につきましては63万円、内訳は右側の表のとおりになってございます。

6 項公立学校施設整備費、事業名としましては赤井川村立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事、繰越額としては1,566万8,000円でございます。内訳は、右側の表のとおりになっております。

合計といたしまして、繰越額として1,814万3,800円ということで次年度に繰り越しておりますので、よろしく申し上げます。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)報告を終了いたします。

◎日程第5 議案第29号ないし日程第7 議案第31号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第5、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて(赤井川村税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

この際、日程第5、議案第29号から日程第7、議案第31号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）、日程第6、議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））及び日程第7、議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第3号））を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第29号から議案第31号のうち議案第29号につきまして私のほうからご説明させていただきます。

議案第29号につきましては、赤井川村税条例改正の専決処分となっております。

改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和2年5月1日より施行する必要があるため、令和2年4月30日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日、赤井川村長。

それでは、議案の8ページの改正要点資料を御覧ください。今回の税条例改正につきましては、地方税法並びに関係政省令の改正が行われたことにより、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項については説明を省略させていただき、主な改正点についてご説明いたします。

改正条例第1条による第10条の2の改正につきましては、生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に伴い取得した事業用家屋及び償却資産の特例措置を整備したもので、計画に基づく設備投資については3年間固定資産税の特例措置が適用されることとなります。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限が延長されることによるもので、令和2年9月30日までの臨時的軽減措置が令和3年3月31日まで延長されることとなります。

附則第24条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等

についての規定であり、一時的に納付が困難と認められる場合、1年間の徴収猶予が認められるものです。

次のページをお進みください。改正条例第2条による附則第25条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についての規定で、イベント等を中止とした事業者に対する払戻し請求権を放棄した場合、寄附金控除特例の対象となるものです。

附則第26条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定の整備で、住宅建設の遅延等、一定の場合に税額控除適用期限が1年間延長されるものとなります。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第30号の説明をさせていただきます。

議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の実施のための歳入歳出の増額、新型感染症対策事業、臨時企業支援対策事業及び火葬場修繕費の増額のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日、赤井川村長。

それでは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算書（第2号）の1ページ目をお開きいただきたいと思っております。

令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,545万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,549万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、13款国庫支出金、既定額に1億2,545万3,000円を追加し、2億8,548万6,000円に。これは、2項の国庫補助金の増額でございます。

歳入合計、既定額に1億2,545万3,000円を追加し、24億7,549万5,000円です。

次に、3ページを御覧ください。2款総務費、既定額に1億2,350万円を追加し、5億800万5,000円に。これは、1項総務管理費の増額によるものでございます。

3款民生費、既定額に208万6,000円を追加し、3億6,266万6,000円に。これは、1項社会福祉費で13万3,000円の増額、2項児童福祉費で195万3,000円の増額によるものでございます。

4款衛生費、既定額に474万7,000円を追加し、2億4,032万8,000円に。

6款商工費、既定額に280万円を追加し、1億1,708万7,000円に。

11款予備費、既定額から768万円を減額し、520万2,000円でございます。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額に1億2,545万3,000円を追加し、24億7,549万5,000円となるものでございます。

次に、飛ばして6ページ目になります。2、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に1億2,350万円を追加し、1億2,645万6,000円に。内訳は、特別定額給付金事務費国庫補助金及び特別定額給付金事業費国庫補助金の新規計上によるものでございます。

同じく6ページ中段、2項民生費国庫補助金、既定額に195万3,000円を追加し、266万4,000円に。内訳は、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の新規計上によるものでございます。

次に、7ページに入ります。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、13目特別定額給付金事業費1億2,350万円の新規計上でございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策による国民1人当たり10万円を交付する特別給付金の支給に当たり、必要な給付金システム改修業務委託料、人件費や需用費等を新規計上するものでございます。

次に、8ページです。3款民生費、1項社会福祉費、2項老人福祉費、既定額に13万3,000円を追加し、5,187万8,000円に。内訳は、新型感染症対策生活支援事業費として新型コロナウイルス蔓延により外出自粛が続いている高齢者のうち希望される方への食事提供を行ったものでございます。

同じく8ページ中段、3款2項児童福祉費、5目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費195万3,000円の新規計上でございます。内訳は、子育て世帯臨時特別給付金の支給に当たり、必要な給付金システム導入業務委託料、人件費や需用費を新規に計上するものでございます。

次に、9ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、既定額に199万7,000円を追加し、1,214万4,000円に。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策として住民1人当たり10枚のマスクを配布した事業のマスク購入費でございます。

同じく9ページ中段、4款1項3目環境衛生費、既定額に275万円を追加し、1億5,640万9,000円に、内訳は火葬場の炉圧ダンパー及び排気冷却装置が老朽化により破損し、交換が必要になったことによるものでございます。こちらは、既に修繕作業を行い、昨日より

供用開始ができることとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、10ページに移ります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に280万円を追加し、1,990万2,000円に。内訳は、新型コロナウイルス対策として道より要請のあった休業要請に対し村独自に休業の拡大要請をした店舗、企業に対し、村独自の協力金を支払うものでございます。なお、この協力金は4月25日から5月6日までの第1弾の分ということになります。

次のページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から768万円を減額し、520万2,000円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分については、新年度がスタートし、新型コロナウイルスの蔓延により緊急的に対策が必要になったものと、火葬場火葬炉の故障による修繕が必要となり、早急な対応が必要となったための専決処分でございます。

ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについてに移ります。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、臨時企業支援対策費の増額によるものでございます。

次のページをお開きください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月15日、赤井川村長。

それでは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算書（第3号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。

令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年5月15日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳出予算補正、歳出、6款商工費、既定額に280万円を追加し、1億1,988万7,000円に。

11款予備費、既定額から280万円を減じ、240万2,000円に。

歳出合計は、既定額と変わらず24億7,549万5,000円でございます。

続いて、4ページ目をお開きいただきたいと思っております。2、歳出、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に280万円を追加し、2,270万2,000円に。内訳は、新型コロナウイルス対策として道より要請のあった休業要請に対し、村独自に休業の拡大要請をした店舗、企業に対し、村独自の協力金を支払うものでございます。なお、この協力金につきましては、5月7日から5月15日までの第2弾の分になります。

次のページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から280万円を減じ、240万2,000円にしようとするものでございます。

以上でございますが、この専決処分につきましては先ほど説明した5月1日の専決処分を行った後、新型コロナウイルス対策の休業要請が延長されたことにより、さらに休業協力金を支払うこととなったものによるものでございます。

ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第30号の8ページ、説明の中の配食支援事業費の部分です。事前に協議会で事業の内容については概要説明ありましたが、どのような経緯でこのような事業をすることに至ったのかについて詳しくお聞かせください。緊急事態宣言は5月の何日まででしたか、緊急事態宣言はある程度の期間あったにもかかわらず、このサービス事業は大型連休中に集中して、しかも連続して7日間ということではちょっと趣旨が見えにくいかと思いますので、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） まず、これに関しては、連休が続くということで、その間とにかく外出自粛を呼びかける形で村民の方々にもご連絡を差し上げておりました。その中で、高齢者の方々から食事の部分の買い物にもなかなか行けないという声もあったのも事実です。そういう声を聞いて、実はお弁当、配食サービスをやっている社協さんのほうで金曜日にはやっているのだけれども、それ以外のところができないという声も聞いておりました。既に民間の業者にも頼みたいのだという声も聞いておりましたので、そういう声もしあるのであれば、配食サービスを受けている方々やデイサービスセンター、ヘルパーさんを利用されているような方々、なかなか外出できない方々を考慮して、その方々に1食でもとにかく届けられないかという形の中で考えたものでございます。まず連休中、とにかく人の出入りが多くなるだろう、外からも入ってくるだろうということも予想されたので、そこを何とか防ぎたいということから、連休中に限らせていただきました。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 例えば高齢の独り暮らしの方とかですと、毎日連続して配食サービス、結構量的にも余される方もあったと思うのですが、それが悪かったというのではなくて、実態やってみてどのような評価をされているか。利用者さんの反応も含めて、もし整理されているのであればお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 事業終わった後に社協さん等も通じて利用者さんの声を聞いた限りでは、大変喜んでいただいたというふうに聞いています。それから、食事提供をする

に当たって、業者さんのほうも相手が高齢者ということもあって量の調整をしていただいたというふうにも聞いております。そういう部分もあって、高齢者からは評価いただいたというふうには聞いております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 議案第31号、4ページですか、商工費、補助金280万、第一次、第二次の分ですが、第一次は件数決まってこの金額、第二次もその継続でやりたいという、専決させてほしいという連絡はあったのですが、これに休業要請して受けてもらえなかった業者がある。それにしてもその業者には支払われないということが確定した段階でも、まだこういう同じ金額が載っているのはなぜか、その理由をお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 休業要請はもちろんかけた結果で、協力いただけないというところがあったというのは事実でございます。ただ、その休業要請をかける前の段階で予算としては持っていなければいけない形になったので、金額に関しては前回と同じ金額を計上させていただきました。ただ、その後協力を要請した結果、協力いただけないということだったので、今回ここで補正提案という形ではなくて、その日のうちに専決処分を行った後に要請をかけたという形になりますので、若干の金額の差は出て、実際の支出の部分に関してはずれてくる可能性はあると思いますけれども、この時点では予算として用意しておかなければならなかったということでご理解いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 予算として持っていなければならぬのは分かります。分かりますが、この結果、この金額が休業要請に協力してもらえなかったという段階で変更ができるかできないのか。今この載せてくる段階で、計上してくる金額が調整できなかったのかどうかということを知っている。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） ここに出す部分に関しては、専決という形でこの日のうちに事前に予算を取った上で行っているものなので、これを修正するというのはなかなか難しいかと思っております。ただ、これが全て申請期間終わって金額が確定した段階で余った部分に関しては減額という形で考えたいというふうに思っています。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一

部を改正する条例)を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第29号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて(赤井川村税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第2号))を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第30号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第2号))は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第3号))を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第31号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第32号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第8、議案第32号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第32号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第32号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行に伴い、マイナンバー通知カードが廃止されることから、この条例を改正しようとするものであります。

議案3 ページ目をお開きください。第2条第34号の改正になりますが、マイナンバー通知カードの廃止に伴い、再交付手数料の規定を廃止するものです。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第32号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第9、議案第33号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第33号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明さ

せていただきます。

議案第33号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第21号)が令和2年3月31日に公布されたこと、併せて新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例を定めるため、この条例を改正しようとするものであります。

議案7ページ目をお開きください。今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、先ほど申し上げました地方税法並びに関係政省令の改正に伴うもので、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。

第2条では、現行61万円の課税限度額を63万円に引き上げる改正となっており、対象となる世帯が限られているため影響は少ないものとなっております。

第23条の改正ですが、国保税軽減措置に係る軽減判定所得の基準額を改正するもので、これも対象となる世帯が限られているため影響は少ないものと見込んでおります。

附則第4項及び第5項の改正は、法改正に伴う規定の整備をするものです。

附則第14項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免の特例措置について新たに規定するものです。全額免除は新型コロナウイルス感染症に感染し、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合が要件となっております。減免の要件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が令和元年中収入と比較して30%以上の減少が見込まれること、主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること、主たる生計維持者の令和元年中の合計所得のうち、事業収入等以外、年金等を指すものですが、これらの所得合計が400万円以下であること、全てに該当することが要件となり、令和元年中の合計所得金額に応じ、保険税の20%から全額が減免されることとなります。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番(能登ゆう君) 新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置について、最近の新聞では小樽市で減免措置の申請受け付けていますと新聞記事も見かけましたが、こうした減免措置については対象者が申請してこない、やはり利用できない制度となっておりますので、その分周知の徹底が必要かと思われませんが、赤井川村ではどのように行ってい

くのか。村民の皆さんに分かりやすい形で、ぜひ周知図っていただければと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご質問いただきました件ですけれども、赤井川村におきましては国民健康保険税、併せてほかの村税もですけれども、8月1日が納付書発布となっております。なので、8月1日の納付書発布に合わせてご案内を同封する形を今考えて周知を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第33号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第33号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

若干ここで休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第34号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第34号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私のほうから上程をいただきました議案第34

号についてご説明をさせていただきます。

議案第34号 赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

理由としましては、附属機関として指定管理者候補者選定委員会を設置するため、この条例を改正しようとするものです。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

6ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、第2条の改正につきましては、緊急時の場合その他規則で定める場合、公募によらず指定管理者候補者を選定できるように規定するもので、根拠、文言を整理したものでございます。

第5条の改正につきましては、指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取について規定するもので、後段の第13条で規定する指定管理者候補者選定委員会の設置に伴い、規則で定めていた内容を条例で規定するものであります。

第13条の改正については、指定管理者候補者選定委員会の設置について規定するものであります。

その他、第6条から第12条及び第14条については、引用条項、繰り下げ及び引用条項整理となります。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） ただいま議題となっております議案第34号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第11 議案第35号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第35号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

過疎計画変更の理由としましては、事業の追加によるものでございます。

議案最終ページの変更の理由の欄を御覧ください。

過疎計画に定める事業として、新たに住民の日曜、祝日の公共交通手段を確保するため、赤井川村公共交通バス運行业務を追加するものであります。

議案戻りまして、4ページ目をお開きください。下段になりますが、この事業の追加に伴う概算事業費として318万8,000円を令和2年度事業費として盛り込んでおります。

なお、議案1ページ目になりますが、今回の過疎計画変更に当たっては、本年5月14日付で北海道知事へ協議を行い、5月21日に協議を終了しておりますことを申し上げ、ご説明といたします。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論についても省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第35号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第35号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第36号及び日程第13 議案第37号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第36号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

この際、日程第12、議案第36号から日程第13、議案第37号までを一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第36号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）及び日程第13、議案第37号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

令和2年度赤井川村一般会計補正予算書（第4号）からでございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。議案第36号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,542万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,091万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、2款村税、既定額に3,260万円を追加し、3億1,822万円にしようとするものでございます。2項の固定資産税の増額でございます。

12款使用料及び手数料、既定額に2万5,000円を追加し、3,211万6,000円にしようとするものでございます。1項の使用料の増額でございます。

13款国庫支出金、既定額に7,254万7,000円を追加し、3億5,803万3,000円にしようとするものです。2項の国庫補助金の増額でございます。

14款道支出金、既定額に37万2,000円を追加し、6,492万7,000円にしようとするものでございます。3項委託金の増額です。

19款諸収入、既定額に7万9,000円を追加し、5,372万4,000円にしようとするものです。4項の雑入の増額でございます。

20款村債、既定額に980万円を追加し、2億1,635万円にしようとするものでございます。

1 項村債の追加でございます。既定額に 1 億1,542万3,000円を追加し、25億9,091万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3 ページ、歳出、2 款総務費、既定額に5,031万5,000円を追加し、5 億5,832万円にしようとするものでございます。1 項総務管理費で4,994万3,000円の追加、5 項統計調査費で37万2,000円の追加でございます。

3 款民生費、既定額に15万8,000円を追加し、3 億6,282万4,000円にしようとするものでございます。1 項の社会福祉費で24万9,000円の減額、2 項児童福祉費で40万7,000円の追加でございます。

4 款衛生費、既定額に297万円を追加し、2 億4,329万8,000円にしようとするものでございます。1 項保健衛生費の追加でございます。

5 款農林水産業費、既定額に198万4,000円を追加し、1 億3,615万5,000円にしようとするものでございます。1 項農業費の追加でございます。

6 款商工費、既定額に964万9,000円を追加し、1 億2,953万6,000円にしようとするものです。1 項商工費の追加でございます。

7 款土木費につきましては、補正額はゼロでございますけれども、内訳の変更として計上してございます。

8 款消防費、既定額から194万3,000円を減額し、2 億1,171万6,000円にしようとするものでございます。1 項の消防費の減額です。

9 款教育費、既定額から46万円を減額し、1 億8,835万6,000円にしようとするものでございます。2 項の小学校費で462万1,000円の追加、3 項中学校費で249万6,000円の追加。次ページに入ります。4 項社会教育費で763万9,000円の減額、5 項保健体育費で 6 万2,000円の追加でございます。

10 款公債費、既定額から432万4,000円を減額し、2 億3,162万7,000円にしようとするものでございます。1 項の公債費の減額でございます。

11 款予備費、既定額に5,707万4,000円を追加し、5,947万6,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の 1 億1,542万3,000円を追加し、25億9,091万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、5 ページに入ります。第 2 表、地方債補正でございます。起債の目的として、まず 1 点目としましては緊急防災・減災事業債の中の下の段にあります北海道総合行政ネットワーク衛星無線回線更新整備事業でございます。これにつきましては、新規の追加ということで360万円の計上でございます。緊急防災・減災事業債合計で、補正前で4,480万円が補正後で4,840万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従前のおりでございます。

続きまして、下段、公営住宅建設事業債、村営緑丘団地全面的改善工事等でございます。これにつきましては、既定額に620万円を追加し、3,370万円にしようとするものでござい

ます。これにつきましても、起債の方法、利率、償還の方法については、従前のおりでございます。

地方債補正、合計で補正前が2億655万円に対しまして、補正後が2億1,635万円、980万円の増額というふうになってございます。今回の補正につきましては、主に新型コロナウイルスに対する対策ということで補正予算を計上させていただいておりますので、詳細につきましては後ほど副村長、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

続きまして、赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）についてでございます。

1 ページ目をお開きください。議案第37号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,621万1,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2 款繰入金、既定額に299万4,000円を追加し、1,058万7,000円にしようとするものでございます。1 項の一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に299万4,000円を追加し、6,621万1,000円にしようとするものでございます。

3 ページ目に入ります。歳出、2 款営繕費、既定額に299万4,000円を追加し、4,532万6,000円にしようとするものでございます。1 項営繕費の追加でございます。

歳出合計、既定額に299万4,000円を追加し、6,621万1,000円にしようとするものでございます。

詳細については担当課長よりご説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定いただければというふうに考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和2年度一般会計補正予算（第4号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出ともに増減の多いものや新規事業について説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の8 ページ目をお開きください。2、歳入、1 款村税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額に3,260万円を追加し、2億3,907万1,000円にし

ようとするものでございます。内訳は、キヨロリゾートホールディングス株式会社所有物件における固定資産評価額の算定が終了したことによる増額でございます。ただし、今後も他の固定資産税についての増減が見込まれることから、今回は試算した増額となる額の8割を計上させていただきました。8月1日付でほかの部分を含めて賦課されることから、確定した額についてはそれ以後補正させていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて、9ページです。12款使用料及び手数料、1項使用料、2目衛生使用料、既定額に2万5,000円を追加し、51万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、地域包括支援センター分の健康支援センター使用料について、当初予算で計上していたところではありますが、改めて積算した結果による増額でございます。

続いて、10ページに移ります。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に7,042万7,000円を追加し、1億9,688万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の新規計上とエネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金の新規計上によるものでございます。エネルギーのほうの補助金につきましては、同額を歳出に計上しておりますので、後ほど担当課長よりご説明を申し上げます。

同じく10ページ中段、13款2項2目民生費国庫補助金、既定額に25万7,000円を追加し、292万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、子ども・子育て支援事業補助金を新規計上するもので、マイナンバー情報連携体制整備のためにシステム改修を行うことに対する補助金でございます。こちらについても後ほど担当課長から歳出の説明時に説明を申し上げます。

同じく10ページ下段、13款2項5目教育費国庫補助金、既定額に186万3,000円を追加し、216万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、公立学校情報機器整備費補助金の新規計上になります。これは、元年度で補正計上させていただきました道補助金の今年度分に当たります。後ほど教育委員会より歳出の説明時に詳細を説明申し上げます。

続いて、11ページに移ります。14款道支出金、3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に37万2,000円を追加し、113万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、今年度実施される国勢調査の委託金の増額で、内示額の増加に伴うものでございます。

続いて、12ページに移ります。19款諸収入、4項雑入、6目雑入、既定額に7万9,000円を追加し、1,535万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、健康支援センターに設置した自動販売機の電気使用料、学校臨時休業対策費の補助金等の新規計上によるものでございます。

続いて、13ページです。20款村債、1項村債、4目緊急防災・減災事業債、既定額に360万円を追加し、4,840万円にしようとするものでございます。内訳は、北海道総合行政ネットワーク衛星無線回線更新整備工事による財源について緊急防災・減災事業債を充てるものでございます。

続いて、13ページ中段、20款1項5目公営住宅建設事業債、既定額に620万円を追加し、3,370万円にしようとするものでございます。内訳は、当初予算に計上した村営緑丘団地全面的改善工事に係る経費のうち、振興局と協議の結果、本体工事分について対象額が確定したことや敷地整備分も対象となったことによる増額でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

14ページ目になります。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、既定額に4,848万円を追加し、8,310万円にしようとするものです。補正内容は、歳入説明にもありましたが、昨年末より北海道経済産業局と協議を行い、エネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金を活用し、地域資源である自然エネルギーの賦存量や利用可能性を調査し、再エネ導入プロジェクトの検討を行うためのエネルギービジョン策定調査費用に3,300万円、併せて昨年度より民間企業と村が連携して調査を実施している旧轟水力発電所周辺における小水力発電事業化調査費用として1,540万円を新規に計上しております。これら2つの調査を全額国費による補助事業により展開し、地域経済、地域振興に資するプロジェクトの構築を目指すものとしております。

次に、9目庁舎管理費、既定額に146万3,000円を追加し、1,407万円にしようとするもので、役場庁舎電気室の高圧電力機器の修繕を行うものです。

次に、13目特別定額給付金事業費、予算額に変更はございませんが、給付金支給事務対応が短期間に集中し、当初想定していた時間外勤務手当に不足が生じたことから、需用費から職員手当へ予算の組替えを行うものです。

下段から15ページへ移ります。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に37万2,000円を追加し、136万8,000円にしようとするもので、国勢調査における統計調査員を増加するための予算計上であります。

続きまして、22ページへ移ります。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額から560万6,000円を減額し、1億5,747万3,000円にしようとするものです。補正内容は、新型コロナウイルスの影響による北海道消防操法大会の中止に伴う関連経費を減額するものです。

次に、2目災害対策費、既定額に366万3,000円を追加し、5,424万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、北海道総合行政ネットワーク衛星無線回線更新整備費用に364万7,000円を計上するものです。

続きまして、26ページ目に飛びます。10款公債費、1項公債費、1目元金、既定額から231万8,000円を減額し、2億2,214万円にしようとするもので、令和元年度に借入れした起債償還額が確定したことから減額するものです。

次に、2目利子、既定額から200万6,000円を減額し、948万7,000円にしようとするもので、先ほど元金のところでご説明しましたとおり、起債償還額の確定に伴い減額するものです。

続きまして、27ページ目へ移ります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に5,707万4,000円を追加し、5,947万6,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整をとるための計上でございます。

なお、終わりになりますが、28ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

16ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、既定額に2万7,000円を追加し、5,190万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で3,000円の減、こちらは新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業として実施したゴールデンウィーク期間中に希望される高齢者に昼食を提供する事業について、期間途中に対象者が1名入院されましたことから、減額となった金額を執行残として整理するものです。また、この事業が新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の対象となることに伴い、財源内訳に移動が生じております。18節負担金補助及び交付金で3万円の増、こちらは老人補聴器購入事業につきまして、今後申請が見込まれる1件分を増額するものとなっております。

3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、歳出予算額に増減はありませんが、前年度分ひとり親家庭等医療費において国保連合会からの請求内容に過誤があり、1,171円の還付が発生したことから、歳入補正予算の雑入に1,000円を計上しておりますが、これに伴って本項目の財源内訳に移動が生じているものです。

続きまして、17ページ中段から御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に2万円を追加し、17万円にしようとするものです。内訳は、19節扶助費の増額で児童福祉年金の支給対象者増により必要額を追加するものとなっております。

4目児童措置費、既定額に38万7,000円を追加し、1,343万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料の増額、こちらは児童手当に係るマイナンバー情報連携体制を整備するために必要なシステムの改修について計上するものです。経費の全額が国庫補助の対象となり、補助率3分の2を乗じた25万7,000円が歳入予算の国庫補助金に計上されております。

続きまして、18ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に3万6,000円を追加し、2,226万2,000円にしようとするものです。内訳は、

10節需用費で母子保健相談指導事業費の消耗品増額、こちらはこれまで教育委員会が所管しておりました1歳未満の乳幼児とその保護者を対象とするブックスタート事業を業務効率と事業の継続を考慮して保健福祉課の事業として移管することとしたため、予算につきましても教育費にて計上していた金額を保健福祉課所管の予算へ移動するものとなっております。

2目予防費、歳出予算額に増減はありませんが、この項目で専決により計上していた住民1人当たり10枚のマスクを配布する事業が感染症対応の地方創生臨時交付金の対象となることに伴って財源内訳に移動が生じるものとなっております。

3目環境衛生費、既定額に293万4,000円を追加し、1億5,934万3,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で6万円の減、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、余市川クリーンアップ実行委員会が予定していた事業が全て中止となり、今年度の負担金を徴収しないことが決定したため、減額するものとなっております。また、27節繰出金で299万4,000円の増、こちらは簡易水道事業特別会計の繰入金予算額増に伴い増額するものとなっております。

最後に、5目健康支援センター費、こちらも歳出予算額に増減はありませんが、4月13日より健康支援センターに災害対応型自動販売機が設置されたことにより、歳入補正予算の雑入に自動販売機設置電気使用料2万2,000円を計上しておりますが、これに伴って本項目の財源内訳に移動が生じるものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額に22万4,000円を追加し、4,860万9,000円にしようとするものです。内訳は、1節、指定管理者候補者選定委員会委員報酬17万6,000円と8節旅費で指定管理者候補者選定委員会委員費用弁償4万8,000円を計上するものです。

17ページを御覧ください。7目地域支援事業費、既定額から50万円を減額し、4,822万2,000円にしようとするものです。内訳は、12節ケアマネジメント委託料50万円を皆減としようとするものでございます。こちらにつきましては、昨年度まで介護予防ケアマネジメント委託料について村から地域包括支援センターへ実績に応じて委託料を支払い、後志広域連合から村が委託料を受けていましたが、本年度から介護予防ケアマネジメント審査支払い業務が後志広域連合から北海道国民健康保険連合会へ移行されたことにより、地域包括支援センターと北海道国民健康保険連合会との間で請求、支払いとなり、村の支払い事務がなくなったことによるものでございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

19ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、既定額に198万4,000円を追加して3,161万5,000円にしようとするものです。補正内容は、細目7として新たに遊休農地再生事業費を新規設定いたしまして、このたびの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、遊休農地再生に係る取組をモデル事業として実施しようとするものでございます。18節負担金補助及び交付金につきまして、198万4,000円を新規計上しようとするものです。具体的な事業内容につきましては、3年以上耕作していない農地で今後も所有者が耕作する意思のない土地を対象に農地を再生、その後も維持保全を図って優良農地を確保していきたいというものでございます。モデル事業として補助率8割、面積ベースでは4ヘクタール程度を想定しているものでございます。

続いて、20ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に942万5,000円を追加して3,212万7,000円にしようとするものです。この予算計上につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、補正内容は17節備品購入費で道の駅農産物直売所の空調設備設置費用として250万円を新規追加、このほか村外から多くの来場がある道の駅、温泉、パークゴルフ場の換気対策といたしまして、扇風機購入費52万5,000円を新規追加で計上しようとするものでございます。また、18節負担金補助及び交付金につきまして、これも新型コロナウイルス感染症対策による資金借入れを行った村内の事業者への措置といたしまして、制度資金及び制度からの資金に対しまして利子補給1%を上限といたしまして、最長5年間、利子補給する予定として今年度分の利子補給額640万円を措置し、新規計上しようとするものでございます。

続いて、中段に移ります。2目観光費、既定額に22万4,000円を追加して4,481万8,000円にしようとするものです。補正内容は、1節報酬、8節旅費につきまして、道の駅指定管理選定に関わって設置が予定される選定委員会委員の報酬、費用弁償として、合わせて22万4,000円を新規に計上しようとするものです。

以上で産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

21ページをお開きください。7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、説明は歳入のほうで副村長が説明したとおりでございます。歳出の補正はございませんが、財源内訳の地方債の増額に伴う一般財源とその他財源の減額によるものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の

方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の23ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に66万円を追加し、3,246万6,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で都小学校の経年劣化による電灯変圧器更新修繕の増額を行うものです。

続いて、9款2項2目教育振興費、既定額に396万1,000円を追加し、1,702万7,000円にしようとするものです。内訳は、職員手当等と4節共済費ですが、学習支援員が今年度から会計年度任用職員となり、任用期間が学期ごとで切れますが、12月期期末手当支給対象者となり、また労働保険料の被保険者にも該当になることが確定したため、必要経費の増額を行うものです。11節役務費と17節備品購入費ですが、昨年度3月補正予算で措置させていただいたG I G Aスクール構想整備の継続事業となります。災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、I C Tの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、児童生徒1人1台端末の整備事業は令和5年度までに整備する予定でしたが、令和2年度において全て措置されることになりました。今年度は、昨年度予算措置した小学5、6年生を除く児童32台と教員5台の計37台分と端末設定導入費を計上します。補助割合は、端末1台4万5,900円が上限で、交付税で既に毎年3分の1が地方財政措置されておりますので、3分の2が対象となります。このほか、今回新たに緊急時における家庭学習のための通信機器整備支援としてWi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行うモバイルルーターの整備支援があり、本村は各校学級数にプラス1台を調達し、それに係る通信費も計上します。補助率は、準要保護児童生徒数を上限に各1人1万円が上限となります。最後は、学校からの遠隔学習機能の強化で臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやり取りを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイク等の通信装置の整備支援で各校に1台ずつマイク内蔵ウェブカメラを整備する予定です。補助率は2分の1で、上限が3万5,000円になります。

24ページ中段になります。続いて、9款3項中学校費、2目教育振興費、既定額に249万6,000円を追加し、2,267万9,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費と17節備品購入費になりますが、9款2項2目と同じくG I G Aスクール構想整備事業となります。児童生徒1人1台端末の整備事業は、今年度は昨年度予算措置した中学1年生を除く生徒25台と教員6台の計31台分と端末設定導入費を計上します。モバイルルーターの整備は、学級数にプラス1台で5台調達し、それに係る通信費も、マイク内蔵ウェブカメラは1台整備する予定です。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から763万9,000円を減額し、1,177万円にしようとするものです。内訳は、1節報酬と18節負担金補助及び交付金になりますが、毎年中学2年生を対象に夏休み期間中にオーストラリアに派遣していた中学生海

外研修事業を本年度は世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止したことによる関係経費の皆減です。10節需用費は、幼児を対象として実施しているブックスタート事業の所管を保健福祉課へ移管したことによる皆減です。なお、来年度以降の中学生のオーストラリアへの派遣については、受入先のストラスモア校のホストファミリーの確保が15名が限界であることから、今年の小学校5年生までは児童生徒数が10名以上のため、それまでは中学3年生の夏休みに実施する方向で検討してまいります。

25ページになります。続いて、9款5項保健体育費、3目学校給食費、既定額に6万2,000円を追加し、1,996万6,000円にしようとするものです。内訳は、今年2月28日から3月にかけて学校臨時休業期間中の学校給食パンと加工委託業者等に対する学校臨時休業対策補助金が学校設置者である本村に直接交付されますが、仁木町学校給食共同調理場から事業者へ直接返還すべきお金のため、その経費について学校給食業務負担金の増額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

6ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に299万4,000円を加えて1,058万7,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に299万4,000円を加えて4,532万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で299万4,000円の新規計上でございます。この新規計上につきましては、常盤簡易水道の量水器が寿命を迎えるため更新するものでございます。対象施設は、全てキロロにある施設でございます。9か所の量水器の交換でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第37号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第37号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ここでまた休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第14 同意案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名、多田幸夫、（生年月日）、住所につきましては（住所）でございます。

略歴につきましては、次ページ目をお開きください。名前につきましては多田幸夫、生年月日、性別、あと住所等は先ほど申し上げたとおりでございます。新しい任期につきましては、令和2年8月11日から令和5年8月10日までの3年間でございます。（略歴）

以上でございますので、よろしくご同意のほうをお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第1号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

◎日程第15 同意案第2号ないし日程第22 同意案第9号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第15、同意案第2号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

この際、日程第15、同意案第2号から日程第22、同意案第9号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15、同意案第2号から日程第22、同意案第9号までの赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案の説明に入らせていただきます。

同意案第2号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、石川隼人、（生年月日）、住所は、（住 所）でございます。

1ページ目をお開きください。略歴でございます。氏名については石川隼人、男性でございます。生年月日、住所等は、先ほど述べたとおりでございます。任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間。（略 歴）農業委員を平成29年7月20日から現在まで1期務めております。（略 歴）

続きまして、同意案第3号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は佐々木和之、（生年月日）、住所につきましては、（住 所）でございます。

略歴につきましては、1ページ目をお開きください。氏名については佐々木和之、生年月日、年齢、性別、住所等は先ほど申し上げたとおりでございます。任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで3年間でございます。（略 歴）農業委員を平成29年7月20日から現在まで1期務めております。（略 歴）

続きまして、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は関野拓也、(生年月日)、住所は、(住所)でございます。

1ページの略歴表を御覧ください。氏名は関野拓也、生年月日、年齢、性別、住所については先ほど申し上げたとおりです。任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで3年間。(略歴)

続きまして、同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、阿部猛、(生年月日)、住所は、(住所)でございます。

1ページの略歴表を御覧ください。氏名は阿部猛、生年月日、年齢、性別、住所については先ほど申し上げたとおりでございます。任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで3年間。主な職歴につきましては、(略歴)農業委員を平成5年7月20日から現在まで9期務めてございます。

続きまして、同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は原口多喜子、(生年月日)、住所は、(住所)でございます。

1ページ目を御覧ください。氏名は原口多喜子、生年月日、年齢、性別、住所については先ほど申し上げたとおりでございます。任期については、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間。(略歴)農業委員として平成29年7月20日から現在まで1期務めてございます。

続きまして、同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、山口拓也、(生年月日)、住所は、(住所)。

1ページをお開きください。氏名について山口拓也、生年月日、年齢、性別、住所につ

いては先ほど申し上げたとおりです。任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。(略 歴)農業委員を平成26年7月20日から現在まで2期務めております。(略 歴)。

続きまして、同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、中山善彦、(生年月日)、住所は、(住 所)。

1 ページ目を御覧ください。氏名については中山善彦、生年月日、年齢、性別、住所につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間。(略 歴)農業委員を平成29年7月20日から現在まで1期務めております。(略 歴)。

同意案、最後になります。同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、永沼隆治、(生年月日)、住所は、(住 所)でございます。

1 ページ目を御覧ください。氏名については永沼隆治、生年月日、年齢、性別、住所については先ほど申し上げたとおりでございます。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで3年間。(略 歴)農業委員を平成23年7月20日から現在まで3期務めてございます。(略 歴)。

以上、同意案第2号から9号までの説明を終了させていただきます。

同意についてよろしくご審議の上、お願い申し上げます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、同意案第2号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

連議員。

○1番(連 茂君) 農業委員は、昔は選挙だったと思うのですけれども、推薦という形になって、今回馬場村長のほうからこの者を推薦するのに議会に同意してもらいたいという認識でいいかと思うのですけれども、一番最後にご紹介いただいた永沼隆治君……

○議長(岩井英明君) ちょっとお待ちください。

同意案2号について質問していただけますか。順番にいきますから。

○1番(連 茂君) 分かりました。

○議長(岩井英明君) 2号について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) ありません。

それでは、討論についても省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第2号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第2号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第2号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第3号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第3号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第3号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第3号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第4号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第5号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第6号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、ここで地方自治法第117条の規定によって、山口芳之君の退場を求めます。

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

(山口芳之君退場)

午前11時27分 再開

○議長(岩井英明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は7名です。

これより同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) これで討論を終わります。

これより同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第7号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

(山口芳之君入場)

午前11時28分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

川人議員。

○6番（川人孝則君） 1つだけお聞きしたいのですが、農業委員であって、農業委員はほとんどの方が農業者から選ばれています。この方は、農業者以外からの選任だというふうに自分は解釈しておりますが、今回見られたように農業委員会1期、初めてという方が大半の中で農業者以外から選ばれる、専門的な知識が必要で選ばれるのか、農業者以外であれば誰でもいいのかという選任の方法を確認したいと思いますので、答弁お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） この議案第8号の件でございますが、前回の平成29年から農業委員さんの選出方法が変わりまして、農業者以外の方から最低でも1名選出することが義務づけられております。それで、前回3年前は中山さんということで選任させていただいたところございまして、誰でもいいとかというわけではなくて、やはり専門的な知識を持った方という形で、農業以外からでも専門的な知識、見識を持った方ということで選任させていただいておるところでございます。3年前につきましては、農業という専門ではないのですが、建築とか土木とか、そういった見地から農業委員会のほうでのいろいろな意見を受けたいということで推薦を受けているところでございます。

○議長（岩井英明君） 川人議員。

○6番（川人孝則君） 前回から推薦を受けて、こういうふうにもやってもらっているのは本当にありがたいことだと思いますし、赤井川村農業のために頑張ってくれているのは分かります。ただ、余りにも今農業委員の若返りが激しい中で、それに対応してほかの農業委員を引っ張っていけるリード的経験者の農業者以外から選定するほうが一番理想なのかと自分の解釈の下、確認の意味を込めて聞いたまです。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 討論についても省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第8号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

連議員。

○1番（連 茂君） すみません。先ほどフライングぎみにしゃべってしまいましたけれども、永沼隆治さんの件で確認したいのですけれども、本人が農業委員として不適切だとか、そういうふうなことは全く僕は思っていないし、彼の今までやってきた農業スタイルもよく見ているものですから、それなりに頑張っている姿も見ているのですけれども、僕が議員になる前、多分3年ぐらいにわたって農産物加工施設というものの議論があったと思うのですけれども、最終的には僕は過去の議事録を読み込むだけで、中のリアルなことまでは体験していないので分からないのですけれども、最終的には多分理事者側から何とか加工施設は造ってもらいたいというふうなことで加工施設ができたと思います。その代表を務めた永沼さんが実際に1年、2年もたずに加工施設を今どうなるかという空中分解したような状態で、本人自身も手を引くというふうな発言を僕は聞いています。一般企業からいうと、本当にこれは村に対し損失を与えた、いわば首謀者ですから、張本人に当たるのではないかなとは思っているのですけれども、その方をここで農業委員として推薦する場合には、もう少し丁寧な説明が必要ではないかなと思うのですけれども、本人だとか、例えば誰が推薦しているのだとか、そういうふうな何か背景があると思うのですけれども、ただほかの人と同じような形でこうやって書類が出てきて、この永沼隆治さんに対して同意をしてくださいというのは、ちょっと不親切な気がするのですけれども、何年もかかって議会の中で議論してきた部分の穴埋めみたいなものが全くなされていないような気がするのですけれども、どうですか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 同意案第9号の永沼さんにつきましては、今現在3期農業委員を務められました。それで、先ほど言われた加工施設の件だとか、そういったものも当然いろいろと活動の中でありました。それで、永沼さんにつきましては、今回推薦という形ではなくて、自薦という形で来ております。普通であれば、推薦という形で3名ほどの農業者の推薦があつて来るのですが、3年前から制度が変わって、推薦もあれば自薦でもオーケーということになってございます。3年前までは推薦でありましたが、今回永沼さ

んにつきましては自薦ということで来ております。今回同意案につきましては、届出順で来ております。ですから、永沼さんにつきましては今回8番目ということで来ておまして、具体的に言いますと3月いっぱい一度公募を締めているのですが、7名しか集まってこなかったのです。最終的に1週間延ばして永沼さんが自薦で入ってきたというのが背景でございます。それと、自薦で来て、特に書類に関して不備があるわけではありませんので、うちらとしては当然受け付けするというような形になってございます。

それで、5月8日に農業委員候補者選考委員会というのを開いております。これにつきましては、村のうちから3名の方、元農業委員さんの方だとか、あと商工会の関係者の方と、これ決まっているのですが、あともう一人学識経験ということで3名、それと副村長と事務局長の私という形で5名で選考委員会を開いております。この中でも永沼さんにつきましてはこの経緯といいますか、農産加工活動を行って、その上で活動休止しますという話も選考委員会の中ではさせていただいております。その中で、選考委員会の中で評価をいたしまして、一応60点以上という目安がありまして、それをクリアされまして、説明した上でクリアしておりましたので、今回同意案のほうに提出させていただいたこととございます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） この同意案を提出するまでに至った経緯というのは、今産業課長がご説明させていただきました。

ただ、当然私も連議員が懸念したり、ほかの方もえっと思うような部分もあるかなというふうに思ひまして、本人はどう思っているのかというのを確認させてもらったら、本人もやっぱりいろいろ農業委員を3年間やっていたけれども、こういったことで村のほうにも迷惑かけているし、自分が農業委員という立場でそういったことに関わってということで、今回自分としては辞退をするということで、最初の募集のときは出さなかったと。ただ、1名欠員という中で周囲のほうから何とか、穴を開けておくというわけにいかないの、今までの経験も生かしているのと、本人もつらいだろうけれども、出してくれないかというような周りからの声もあったので、熟慮の結果、出させてもらったというお話を聞いていたものですから、本人も最初は自分としてはやっぱりそういった立場なので、ご遠慮したいというような意思があったのですけれども、推されて、今までの経験を生かすというようなこと、反省も踏まえてやっていきたいということで、自分からの募集に対する申請ではありましたが、書類を提出していただいたというふうに伺っております。あとは、その審査については今ご説明したとおりでございますので、ちょっと補足になりますけれども、本人の意向というものはきちんとお伝えしておいたほうがいいかなと思っております。補足説明させていただきます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） それでは、この際討論についても省略いたしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第9号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

これで昼食休憩に入ります。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

◎日程第23 一般質問

○議長(岩井英明君) 次に、日程第23、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

辻康君。

○3番(辻 康君) お許しをいただいて、一般質問させていただきます。

まずもって、予期せぬ新型コロナウイルスの犠牲になられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、罹患された多くの皆様にお見舞い申し上げます。そして、感染の危険を顧みず、日々治療に当たられている医療関係者の皆様に心から感謝申し上げます次第であります。

本定例会は、提案いただいている議案から見ましても、新型コロナウイルスに対する赤井川村の提案を理事者側と議会がいかに村民にとって有効な施策をするのかを協議する議会であると考えています。幸い、我が赤井川村では今のところ感染者は報告されておりません。今後の赤井川村の新型コロナウイルス対策については、同僚議員から質問があろうかと思っておりますので、私は最近気になっている本村における国旗の掲揚についてご質問いたします。質問通告書に基づき、村長と教育長に質問いたします。

まず、馬場村長にお聞きします。村長ご存じのように、国旗及び国歌に関する法律は、平成11年8月13日に公布、即日施行されました。第1条、国旗は、日章旗とする。第2条、国歌は、君が代とする。附則として、この法律は、公布の日から施行する。条文2条と附則から成る非常にシンプルな法律であります。私は、今回赤井川村における国旗の掲揚が他町村の現状と違うという素朴な疑問から質問するのであって、法律がどうか村としてどうすべき、あるいはどうあるべきといった質問でないことをまずお断りしておきます。その上で、以下の4点について村長のお考えについて質問いたします。

1つ、村内公共機関での国旗掲揚の現状と、村としてのその取扱い指針があればお聞きしたい。

2つ、北後志5か町村の役場で国旗が掲揚されていないのは赤井川村役場だけですが、その理由をお聞きしたい。

3つ、通告書では3月11日、東日本大震災犠牲者への追悼で半旗を掲げ、議会定例会でも黙祷をささげましたが、その後国旗を収納したのはなぜかと表現していますが、お聞きしたいのは収納することの是非でなく、せっかく国家を象徴する国旗で半旗を掲げ弔意をささげたのに、その後継続して国旗を掲揚するという選択肢はなかったのかということにあります。

4つ目、過去赤井川村では今までどのような場合に半旗を掲揚し、弔意を表したのか。例があれば教えていただきたいと思います。そしてまた、1番目の質問とも重複しますが、赤井川村に半旗掲揚の指針があるのか、それとも国等から要請があった場合のみ行うのかをお教えてください。

村長に対する質問は以上でございます。

次に、根井教育長にお聞きします。同じく北後志5か町村、ほとんどの小中学校は国旗を掲揚していますが、赤井川村の現状をお聞きします。

赤井川村小中学校で掲揚していないとしたら、その理由は何かお答えください。

学習指導要領あるいは通達、方向はいろいろ示されていると思いますが、赤井川村における国旗への教育の現状と赤井川村独自の取組があればお教えいただきたいと思います。

以上、質問をいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま辻議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。

役場庁舎における国旗掲揚の現状と村としての国旗掲揚に関する指針についてのご質問でしたが、北後志5町村において赤井川村役場庁舎だけ国旗が掲揚されていないとの点ですが、かねてより村においては慣行として国民の祝日など祝意を表す日に庁舎前の掲揚ポールにて国旗掲揚を行っております。また、弔意を表明する場合ですが、3月11日の東日本大震災の日に半旗の掲揚を行っております。

村においては、国旗掲揚、半旗掲揚ともに村としての取扱いの指針はなく、先ほど申し

上げましたように慣行として、また特別に祝意または弔意を表す場合には、総務省からの通知により対応を行うとともに、村主催の表彰式、敬老会などの式典等において国旗の掲揚を行っているところであります。

今後においても、これまで同様の運用を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 学校における国旗の掲揚についてお答え申し上げます。

まず、考え方から先に申し上げますが、児童生徒が将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てることが大切であると考えてございます。

小中学校についてのご質問ですが、別としてのお話もありましたが、義務教育については公教育であり、法令に基づいて行われるものであることから、教育内容に関わる規定は学習指導要領に基づきます。学習指導要領では、例えば社会科で国旗及び国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てるよう配慮すること。特別活動では、小学校の文面では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとするとなっております。これにより規定されているところでありますが、これに基づき本村の小中学校においても儀式的行事の入学式、卒業式では校舎外掲揚塔と会場内正面に掲揚するほか、運動会、学芸会などの行事においても掲揚塔外のところに国旗を掲揚している、そういう計画しているところです。また、国民の祝日には祝意を表すために国旗を掲揚していますが、その他私が就任してからはありますが、昨年天皇の即位の日、それから即位礼正殿の儀の行われる日、5月1日、それから10月22日に祝意掲揚、また弔意掲揚につきましては東日本大震災の3月11日に通知を受けまして、弔意を表すために半旗を各学校でも掲揚してございます。

北後志の状況についてなのですが、積丹、古平では全ての学校で平日掲揚されてございます。余市、仁木町については、平日掲揚の学校とそうでない学校がありますが、これらいずれの町村も町村の指針があつての掲揚ではなくて、校長会で確認し合う、あるいは校長の判断で決定しているとのことでございます。

赤井川においては、都小学校が今年度から平日掲揚してございますが、特別な日を意識するための取出しの指導の効果と日常化を意識した指導の効果は各学校ごとの実態に応じた学校の教育計画であります学校全体の教育課程編成により変わるものと考えてございます。

私としても、前述の狙いを達成することの考えについては揺るがないものでありますが、このことを校長にも伝えているところですが、村政の方針に準じながら、その具体的方法は教育課程編成権を持つ校長の経営判断に委ねると考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

辻康君。

○3番（辻 康君） 再質問させていただきます。

まず、村長にお尋ねしますが、答弁では慣行という表現を使っている感じがします。私の質問では、村長はどう考えるかという質問したつもりですが、いわゆる村長の考え方も自分の意思ではなくて慣行に従っていくと、そう捉えていいかということをご質問します。

それから、もう一つ、教育長、それから村長に併せてお尋ねするわけですが、教育長も昨年でしたか、それから村長もいわゆる今年は残念ながら中止になったオーストラリアへの研修旅行に引率として参加されていたと思いますが、オーストラリアで感じた国旗、国旗の取扱い、そして我が村の現状と比較したとき、何か考えることがあれば教えていただきたいと思います。感じるものがなければ、ないで結構でございます。

それから、先ほど教育長のご答弁の中に積丹、古平、それから余市、仁木という例が出ていましたけれども、私が見るところでは仁木は全校掲揚していると。余市は、学校によって掲揚していない学校もあるのかなという感じがしておりますけれども、学習指導要領では、いわゆる幼稚園の段階から学年別にこういう教育をなさいよと定められているわけですが、赤井川村においては先ほど申しましたけれども、指導要領とか通達以外に何か独自の取組をしていることがあれば教えていただきたい。なければないで結構でございます。

以上、話が前後したりしましたけれども、村長と教育長に再質問いたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今村長の考え方ということで、慣行という考えが村長の考え方なのかというご質問ですが、特に役場経験の仕事の中で今までそういった総務省からの通達だとか通知だとかと祝意を表す場合にとりするようなことで、特に余り意識をしたことがなかったので、そういったお祝い、行事のときにはきちんと上げるものだという認識でいましたので、慣行というような言葉を使わせていただきました。

ただ、そういった中でも役場内の行事なんかでも国旗を掲揚したり村旗を掲揚していないという行事というか儀式的なものもありました。そういう部分については、例えば職員の辞令交付だとか、そういったような部分のときもきちんと国旗と村旗を上げて辞令を交付するだとかというように、余り表に出る話ではないのですが、そういった形で位置づけて、改めて取り扱わせてもらっているということも行っております。

また、オーストラリアに行ったときに、では向こうの国の状況から見て、そういった国旗だとか何かという部分ですが、そのときも余り意識はしませんでした。向こうへ行って日本の国旗を振ってもらおうだとか、こっちでオーストラリアの国旗を振るだとかということもなかったので、余りそういった国旗とかということは意識しなかったのですが、ただ帰ってくるときにオーストラリアの空港でお土産品の中に国旗がいろいろあつ

たときに、日本の国旗を見たときに、ああ、日本に帰るのだなというような意識をしたのを覚えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） オーストラリアでの受け止め方のお話ありましたが、先ほども申し上げましたこととダブる部分がありますが、国際化がどんどん進んでいる中において、我が国の国旗と同様に他国の国旗、諸外国の国旗を同様に尊重する態度、これは非常に大切なことというふうに、ますます国際化が進むこの世の中において重要になってくることというふうに認識してございます。

そこで、先ほど仁木の話ございましたけれども、教育委員会に確認、照会したところ、今現在4校中3校が常時掲揚、1校については行事のときのみの掲揚ということで回答いただいておりますが、本村においても各校長には今のような考えは私自身も伝えているところなのですが、先ほどの申し上げたところにも重なりますが、指導の方法としてはその意識をさせるために特別な日を取り出して、そのとき、そのタイミングをもって指導する、指導の効果の有効性を感じている校長先生と、日常掲揚することで子供たちに国旗がそこにあるということを意識させる、そういう指導と、2タイプお話を聞いています。それぞれの方法論については、子供たちに対して今の意義を、あるいは尊重する態度を養うという観点では共通の考え方を校長先生方は持っていらっしゃるという部分もありますので、それぞれの子供たちの発達段階や、それから現状の実態に応じながら、その方法論として校長の判断に委ねて、身につけさせる手だてをとっていただいているというところでございます。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） 教育長のご答弁の中で我が国の国旗と国歌の意義を理解させるとか諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する、非常に大事なことだと思います。自分のところの我が国の国旗を尊重できないで、どうして外国の国旗を尊重できるか。法律にも外国の国旗を損壊したら罪に問われるという条文もあります。私の経験でも、例えば団体で海外に視察なんか行くと、視察先の工場は、例えばアメリカであればアメリカの国旗と並べて日本の国旗を掲げてくれます。フィンランドに友達3人と丸太の仕入れに行ったときの、普通の企業ですけども、やっぱりフィンランドの国旗と日本の国旗を上げてくれました。そのような、非常にやっぱり国旗というのは尊敬されるものでないかと思っています。そして、先ほど、くどいようですけども、オーストラリアの研修旅行、本当に赤井川村ならではの単独の事業だと思っておりますけれども、そういう機会を十分に活用して、国旗に対する子供たちの啓蒙というか、そういうものを進めていただければと思います。

そして、村長に再々のご答弁いただいてありがたいとは思っておりますけれども、私は前段申し上げたように、どうすべきだとかこうすべきだとかという質問でないということを申し上げておりますけれども、祝祭日、記念日、それだけでなく、ふだんも国旗が掲揚さ

れている役場であればいいなど、そういうことをお伝えしながら質問を終わりたいと思います。

○議長（岩井英明君） 次、続きまして、連茂君。

○1番（連 茂君） 一般質問させていただきます。

教育行政の方針とコロナ対策についてということで、根井教育長のほうにお尋ねさせていただきます。

村の執行方針もそうですが、今回新型コロナウイルスに対応するためにいろいろな計画の見直しが必要になりましたが、学校教育は一年完結を前提に計画が立てられているため、様々な弊害や無理が生じていることだろうと思います。文部科学省もいろいろと対策や対応について発表されていますが、まずは3月の議会で示された教育行政執行方針の学校教育の部分において見直しがあればお尋ねします。

次に、コロナウイルス対策についてですが、小中学生に対しこの社会情勢の中でできる限りお金と時間を費やし、子供たちの成長に対するサポートを最大限進めていくべきではないかなと考えていますが、教育委員会として子供たちにできる具体的な配慮についてお尋ねします。

例えば先日、協議会の中で能登議員もお話出ていましたが、夏場の空調や換気、あと対面を軽減するためのフェースシールドの利用、あと教育の遅れをカバーするための学習教材の活用など、新しい生活様式に必要となる日常の対策について現在考えられているものがあればお答えください。

北海道は、既にコロナウイルスの第2波を経験したと言われていますが、医療関係者の総合的な見解では、新型コロナウイルスは有効なワクチンが開発されるまで完全に終息することは考えにくいと言われていています。当然再燃、もしくは第3波、第4波の感染拡大もどこかに想定する必要があると考えますが、もしそのような事態が起きても一定の教育が受けられるように早急にネット環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。

情報のインフラ整備にもつながるので、教育長だけの判断ではなく、馬場村長のご意見もお伺いしたいところですが、以前から議会のほうで話が出ていました光回線を全村に至急整備するということは、ここ1か月、2か月というのは難しいと思いますので、小学生の家庭にWi-Fiのルーター、もしくはWiMAXなどを設置して、ズームもしくはグーグルクラスルームなどを活用したリモート学習をできる体制を早急につくるべきではないかなと思っています。ネット差別がある状況下でのリモート学習は難しいので、十分ではなくても均等に教育を受けることができるように自治体で配慮していくことは必要だと感じています。いかがでしょうか。

重ねて、ノートや鉛筆以上に必要になってくると思われているパソコンを活用したGIGAスクールの進行状況、特にパソコンの配付のほうはどうなっているかお答えください。

最後に、教育行政執行方針を読むと、何と連携という言葉が11回も出てきます。さらに、特に気になった文章なのですけれども、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育という言葉

葉も教育長のほうで出されていきました。赤井川には赤井川小学校、都小学校、あと赤井川中学校と3つ学校がありますが、その3つを統合する一貫校としての検討も必要だと考えておられるように感じました。時代に合わせた教育の最適化を考えると、僕も一貫校の必要性はあるのではないかなと思っています。

文部科学省が平成28年に発行した小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引という111ページあったと思うのですがけれども、それを読むと、誰もがイメージする一体型だけではなく、分離型の一貫教育もうたわわれています。地域にとって小学校の存在はとても重要な問題だと理解していますが、生徒たちが臨む姿、そして魅力ある赤井川スタイルの教育遂行がこの村の魅力にもつながることだと考えています。様々なケースを想定した一貫校の検討を始めるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ご質問ありがとうございます。お答え申し上げます。

1つ目の教育行政執行方針の見直しがあるかということについてですが、学校での新型コロナウイルスに関しては知事からの要請を受けまして令和2年2月27日から臨時休業として、その後さらに内閣総理大臣からの全国一律の休業要請を受けまして、春休みまでの臨時休業措置をとったところです。また、4月からは通常登校に戻りましたが、再び臨時休業要請がありまして、20日から5月31日までの間、休業措置を行ってございます。この間、定めるステージが3から2になった5月20日からは分散登校を開始し、ステージ1になった6月1日から通常登校を始めているところです。

これまでの間、村内小中学校においては、文部科学省や北海道教育委員会からの要請や通知が出るごとに、その都度、その時点からの教育課程編成の見直しを図ってきたところですが、現時点では会議がこれまでこのことによって少なくなったことによる時数の余剰、それから夏季休業、冬季休業の短縮、運動会、学芸会の教科としての実施等、各行事の見直し、精選により、余剰時数を含めた各教科標準授業時数を確保できる見通しとなっておりまして、このことから、教育行政執行方針についての教育行政に臨む基本姿勢はじめ、重点施策においても当初どおりの計画で実施することを考えてございます。

2つ目の学校での新型コロナウイルス対策については、現時点では6月10日の道教委通知に基づきまして、3密を避けるですとか、話し合いに留意する等の感染及びその拡大リスクを可能な限り軽減した上で、ICTや学習指導員、地域、家庭との連携を図りながら、年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えるよう進めているところであります。

国のコロナ対策施策であります「学びの保障」総合対策パッケージが出されましたが、これによりまして1校当たり100万円の補助が示されましたので、現在非接触型体温計ですとか消毒液、フェースシールド、飛沫防止パーティション等の整備をしようと教育委員会としては考えているところですが、現在対策品の要望について、学校に対して取りまとめを今させているところでございます。

3つ目のネット環境の整備についてですが、これはG I G Aスクール構想進行状況のご質問に対しての回答も含めてというふうになりますけれども、本構想の一つであります公立学校通信ネットワーク環境施設整備事業についてなのですが、3月6日に補助内定を受けまして、各校の高速LAN及び電源キャビネットの具体の整備段階に入っております。

もう一つの端末の整備についてなのですが、公立学校情報機器整備事業というのですが、国の構想が初年度3学年分の計画であったものを、今回コロナの関係を受けまして全学年へということで前倒しになりましたことから、当教育委員会としても現在事業申請を行っております、1人1台全学年の端末の準備を急ぎ進めているところでございます。

本村では、昨年度各学級1台のタブレット端末の整備を行ったところですが、今回の臨時休業期間中はこれらを活用しながら、小中学校の一部学年や職員間でズーム、チームス、スカイプ等を使った遠隔授業とか会議を行ってきました。議員ご指摘のとおり、第3波、第4波の感染拡大もあることが考えられますことから、学習が行いやすい今のうちに子供たちがこれらに慣れる学習活動を行うよう各学校で計画してもらい、学習を進めてまいります。

また、遠隔学習を成立させるための各家庭のインターネット接続環境については、端末が完備して児童生徒個々に配付が仮にできた場合、その場合においても家庭の接続環境によって学習が十分にできないという家庭は、調査によりまして現在全村で、私ども10家庭あることを把握してございます。その理由については、LTEの契約状況によるものですか、それから光回線が整備されていない地区での固定回線の整備状況、例えばADSL回線であるとかということなのですが、よるものであります。

光回線による村内の高速回線敷設整備については、村が行う方向で今現在検討中であるというふうに聞いてございます。教育委員会としては、学級ごとにWi-Fiモバイルルーターを整備するというので、屋外での体験活動に端末を活用することが今後できるという、そんな環境を構築することに加えまして、今後臨時休業日を設定しなければならなくなった場合、光回線による村内の高速回線敷設設備が完了するまでの間、本機を接続環境がない家庭に貸与することによりまして、ひとしく学習環境を整えることができるということから、現在配備計画を進めております。

最後に、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育についてなのですが、2年前に前教育長が本議会におきまして答弁いたしました方針は、変わることなく継続しているものでございますが、保護者、地域との連携ももちろんのことですが、村内小中学校3校が連携を図り、共通のビジョンを持って子供たちの育成に当たっていくことの狙いを大事にしながら、さらに発展した形として一貫を目指していこうというものでございます。その場合におきましては、現在の資源を有効に活用できるということから、議員今ご指摘のとおり、いわゆる施設隣接型・分離型というふうな、文科のほうではそういうふうな言い方をしていますが、の一貫校を現在考えているものでございます。また、今年度設置する学校運営協議会、計画してございますけれども、これを村内3校について1つの学校運営協

議会として設置する、いわゆる学園型と言われているものですが、とすることで教育の円滑な接続に資するとともに、一貫校への基盤づくり、これもつなげていきたいというふうに考えているものでございます。

ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 再質問を受けます。

連茂君。

○1番（連茂君） 丁寧な回答ありがとうございます。何点か追加して、追加ではなくて、今言われたことに対する疑問点が出たので、質問させてください。

まず、各教科標準授業時数というのを確保できる見通しだということですが、多分夏休みとかを利用してという話だと思います。中学生のほうに確認したら、やはり暑いと。特に赤井川村に長く住んでいる方はよくよく分かると思うのですがけれども、7月の大体20日から8月10日ぐらいまでの間の20日間というのはやたら暑い、盆地ならではの気候になるのです。だから、いつもカルデラまつりのときはやっぱり汗をだらだらかきながら外にいるということを僕も経験していますけれども、その期間に午前も授業をやって、午後も授業をやるとなると、かなり子供たちの集中力というものには保たれないのではないかなというふうに思っています。そのために、ぜひお願いしたいのがエアコンの設置ということになるのでしょうかけれども、なかなかエアコンの設置がすごく難しければ、少しアイデア的な話をすると、携帯型のエアクーラーってあるのです、今。それとかあと、これは実は僕が実際に買って試してみたのですがけれども、現物を持ってくるのは重かったものですからやめましたけれども、こういうエアベストというのが実はあって、これは電源を使うと背中から風がずっと入ってきて、音もそんなに大きな音が鳴るわけではなくて、これつけていると、まず40度のハウスの中でも全然快適です。そういう安価なものもあるので、アイデアいろいろ出し合っていて、特に先ほども言いましたけれども、コロナウイルスの被害者的に言えば、小中学生というのは一番の被害者でないかなという僕は認識しているので、その辺のサポートというのをしっかりできればなと思って。特に夏休みの、ごめんなさい。質問戻しますけれども、夏休みに関しては、そこまで詰め込まないとダメなものなのか、夏休みにどうしてもやらなければいけないものなのか。それと、逆に冬休みとか、北海道の場合は冬休みのほうが長いですから、日数的には夏休みのほうが長いのかな。本州と比べると冬休みは長いですから、その期間とかをうまく利用できないのかというのが1点。

それと、学びの保障として1校当たり100万円というのは、僕の記憶が正しければ100万から500万円と書いてあったような気がするのですがけれども、先ほどの話とリンクしてしまいますけれども、500万あれば1クラス30万円ぐらいのエアコンとかだったら各小学校、中学校につけられるのではないかなという気がするのですが、何かその辺も何とかならないものかなというふうに思っています。それが2点目。

あと3点目の質問としては、先ほどGIGAスクールで各学年の端末の準備を急ぎ進め

ているとありましたけれども、多分我慢できなかったのかどうか分からないのですけれども、新聞によると岩内はたしかもうタブレットを全小中学生に配るといふふうに新聞で発表されていたと思います。あと今日の新聞だと、喜茂別町も全小中学生にタブレットを配付するといふふうに書いてありました。パソコンというのではなくても、ズームだとか、僕はグーグルスクールルームというのが一番お勧めですけれども、それとかがあったら十分タブレットで対応できるし、授業もできるし、プリントもできるし、先生とのコミュニケーションもとれるしと、学校に行かなくてもいいのではないかなというぐらいの今アプリというか、そういうシステムができていますので、そっちのほうを急ぐためにもいつぐらいに端末というのが生徒たちに配られるのかを教えてくださいというものが3点目です。

あと、ごめんなさい。ずっと飛んで、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の中で2年前の前教育長という馬場村長になると思うのですけれども、そのときに、ごめんなさい。僕は記憶、どういう答弁をされたか分からないものですから、2年前の答弁というものが一貫校に対するものがあつたのかどうか、その辺ご本人もおられるので、村長自身でも結構ですし、教育長からでも結構ですから、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） まず、1点目、夏季休業中に休業日を設定する算出根拠の部分についてお話しさせていただきますと、令和元年度の欠日数についてなのですが、21日から15日、15日というのは6年生、それからあと中学生でいうと中3が12日ということで、もともと早く卒業式が来るということもあって、欠日数が少ないのですけれども、標準時数に対する、時数のほうですね、欠時数でいうと、その時点で小学校の1年生ってもともと余剰時数をたくさん持っていますので、まだ18時間ぐらい余っている状態です。ただ、前の議会のときもお話しさせていただいたかなと思うのですが、赤井川小学校の5年生がインフルエンザで1週間休んでいたということもありまして、55時間のマイナス時数が出ているのです。令和2年度の欠日数については、小学校については20日から22日の欠日数が出ています。実欠日数でいうと、赤小、都小が26日で、赤中は25日が出ているのですが、一部20日から分散登校を開始したことによりまして、実際の欠日数はプラス4日から6日、中学校だと6日から7日登校日を設定していますので、実際には中学校で18日から19日が欠日数が出ているということになります。欠時数でいいますと、赤井川中学校の話でいうと112時間から118時間が欠時数が出ているのですけれども、これ大体3.86週分ということになりまして、1週間で計算すると大体19.3日から20.3日の不足分が出ているという計算になります。これまでの間の様々な会議がカットされましたので、そこで生まれている時数の分ですとか、それから行事も遠足等がなかったということなんかもありますので、それらを加味しますと、今現状でいいますと、小学校1年生が15時間プラス6年生で66時間のマイナス、そんな時間が出ています。66時間というのは、1週間5.8と考えると11.4日分の欠日数が出ている計算になるのですが、現在長期休業の登校日を夏季休業中10日、冬季

休業中5日で計画してございます。これは、どういう計算かということ、これでも当初単純計算でいうと5日から7日分足りないことになっていきますが、先ほど申しあげましたように会議とか、それからあと行事等の整理の関係で2日ぐらい余剰で、実際には小学校では欠日数というか、全登校日数が200日ぐらいになる計算になるのです、この10日と5日を入れると。200日の登校というのはどういうことかということ、全国の年間授業日数というのは大体9割ぐらいの学校が196から205日の間に挟まっていますので、標準の当初全国的な平均の授業日数と同じぐらいの日数がここで担保できるということでもあります。さらに言うと、これは余裕を見ているのですが、余剰が6日ほどの余剰を見てこの日数を出しています。これは、先ほど冬の話も出たのですが、冬になりますとインフルエンザですとか、それから吹雪等で臨時休業になるリスクが非常に高いということ、それから今現在のコロナは今この時点で、もしなかった場合にこれだけの余剰が出ていくということ、1週間プラス1日、2日ぐらいの余剰が出るということなのですけれども、これから第3波、第4波が出た場合には、それへの対応ということが、冬休みが丸々なくなってしまうような状態も生まれ得るということもあるということから、夏休みにある程度余裕を持って確保していくという考えに基づくもので、10日、5日というふうな数字を出したところです。

先ほどの集中力等の部分でいうと、確かに本当におっしゃるとおりで、夏の暑い期間中にとということもありますので、今現在、まだ夏に入っていないという部分もありますが、今現状でも非常に暑い日もあるので、特に我々が把握している中では赤井川小学校の5、6年生の教室が一番暑いというふうな、大体測っているところではなるのですが、何度ぐらいになるのかを今統計的に学校のほうで出してもらっています。

昨年、全ての学校の網戸のほか非常に非常口がそれぞれの教室についているのですけれども、その非常口にも網戸を設置しました。これと、大型の扇風機を使うことで、一定程度の換気については確保できるのではないかなと考えているところが1つ。

それから、エアコンのお話があったのですが、エアコンでクラスターが発生しているという実例が、報告も上がっているということもありまして、できる限り換気で温度が下げることができるのであれば、それが一番望ましいだろうというふうな考えが1つあって、まずその換気で対応できないか。

特に今現状で把握している中でいうと5、6年生の暑い教室の部分が万が一それが無理な場合は1階の教室を使って過ごすことで可能ではなかろうか。その理由については、小学校に入ってくる前の保育園の子供たちについては、夏の一番の盛りの期間も保育所で過ごしているということもございますので、そのことを考えれば1階の、特に小学校は2階が暑いので、1階の日陰の中で過ごすことでその辺は回避できるのではないかなと、今のところ考えています。これから数字を測りながら見ていこうというふうには思っています。

先ほどの補助金の関係なのですけれども、100万円の関係なのですけれども、実はまだはっきり正式な通知が来ていないので何とも言えないのですけれども、小規模校について100万円という数字が出されているのです。小規模校ということで、赤井川の3校について小規模校

に該当するのではなからうかということから先ほどそういうふうに申し上げました。ひょっとしたら、もうちょっと高くなればもうちょっと余裕が出る可能性もあるかなというふうに思っています。

もう一つ、端末の話なのですけれども、端末については現在考えているのはタブレット端末を考えています。タブレット端末に、ただ今回のGIGAスクール構想については、キーボード操作を必ず習熟させるということで、5、6年生以上はキーボードが必ずあるものという条件が設定されるのですが、このタブレット、具体的に言うとアイパッドなのですけれども、アイパッドにキーボードをつけた、セットになってカバーになるキーボード付きのタブレット、それにMDM、モバイル・デバイス・マネジメントがついたもので遠隔管理ができる状態、このパッケージングのものを子供たちに配付。最短で2か月ぐらいで届くのではなからうか。ただ、これはその都度、これはタブレットでいうとアップルなのですけれども、アップルの会社のほうがほかのリモートワークの関係もあって、非常に品薄状態が生まれているということなので、最短でそのぐらいだという返事をもらっています。ということでご理解いただければなというふうに思います。

最後、小中一貫の関係ですけれども、小中一貫を見据えた連携教育についてなのですが、30年度の前教育長の答弁の中で今後を見据えて、それから10年間を見据えた中で、具体的に言うと6年後、平成36年が非常に児童数が減少する時期が来るわけですけれども、この時期が一つの契機として具体的な作業段階に入っていかなければならないので、それまでの間に様々な保護者や地域の要望が湧き上がってきた場合には、それに対して、また早めて検討することもあり得るけれども、当面の方向としては行政としての考え方としてはそれまでの間の考え方としては現状の体制の中で準備を進めていくというようなことで答弁されているかなと思いましたが、それを継承していく考えで私としても受け取ってございます。その準備の段階の部分にかかわって、今回コミュニティスクールを先ほど申し上げたように一つのものとしてつくっていくということで、そういう地域の共有を図っていく、あるいは学校の経営方針を共有して進めていく、そういうような状況を進めていくことを考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問ありますか。

連茂君。

○1番（連茂君） 最後に一貫の件だけ、もうちょっとつけ加えさせてください。

一貫校というのをぜひ進めてもらいたいのですけれども、僕が実はクロスカントリースキーの指導者をやっている関係で、今年小学生を見て特に思ったのは、やっぱり小学校の5年生、6年生の女子の発達というのは、ほかと比べ物にならないぐらいのスピードで発達しているというか、すごく実感しました。それから僕、教育関係の本を結構読みあさったのですけれども、もともとGHQが第二次世界大戦敗戦後に決めたのが6・4制度、6・4の9年間の義務教育というのをやったのですけれども、今それが崩れてきているのでは

ないかな。5・4、もしくは4・5という教育制度というのが一般的になり得るのではないかなという、心の発達の部分、体の発達の部分でいって。少なくとも子供たちの成長というのは戦後よりも全然早くなっているわけですから、そういうふうな改革も僕は必要ではないかなと思っているのです。だから、その辺も含めて検討してもらえたらなと思って、最後につけ加えさせてもらって、一般質問を終わらせてもらいたいと思います。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

10分間休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

続きます、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 新型コロナウイルスの感染拡大、その長期化の影響に関して質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、私たちの社会がもともと抱えていた問題、課題、いびつさを顕在化したとも言われています。例えば長年効率化の掛け声のもとに公的な支出が抑えられてきた医療、防疫体制、介護や福祉、教育といった分野や情報通信環境の脆弱性、サプライチェーンの過剰な国外依存、簡単に雇用の調整減として扱われる非正規労働者の窮状など、影響が長期化するにつれ、その足元の不安定さが鮮明になっています。社会の在り方そのものの見直しが迫られる中、基礎自治体ならではのきめ細やかな実態把握と幅広い視点からの継続的な取組がより一層求められているのではないのでしょうか。自治体として何ができるか、何をすべきかという点から、通告いたしました各テーマについて質問いたします。

まず、雇用の維持と事業の継続について質問いたします。経済全体の縮小、形態により雇用情勢が深刻化しています。赤井川村においても、冬場の産業の柱であるスキーリゾートを中心に雇用に対する影響は過大であろうと考えます。雇い止め、派遣切り等、地域の雇用失業状況をどのように把握しているのでしょうか。

また、多くの外国人労働者がいらっしゃいます。外国人労働者の方々の現状把握とケアは十分に行われているのでしょうか。ニセコや倶知安についての報道があったように、職を失い、帰国もできずに困っている方はいらっしゃらないのでしょうか。

特に影響の大きい観光、宿泊業、イベントやアウトドア関連、飲食業への影響をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

また、基幹産業である農業への影響をどのように捉えているのでしょうか。

持続化給付金、制度融資、雇用調整助成金等の支援制度は適切に活用されているのでしょうか。手続の煩雑さ、また経営体力がないことなどの理由で申請を諦めるケースも多いと

いう報道もあります。制度の活用のための支援は適切に行われているでしょうか。

地域の実情に応じた対策が求められる中、地域の現場を知り尽くした自治体独自の雇用政策、経済産業政策をどのようにお考えでしょうか。

次に、必要不可欠なサービスをどのように維持していくか質問いたします。自粛期間も自粛することのできない社会生活やライフラインを支える業種、例えば医療、防疫、介護、福祉、清掃、ごみ収集、公共交通、生活必需品の生産、物流、販売に関わるお仕事など、それらを担う方々がエッセンシャルワーカーとして注目されるようになりました。また、同時に感染リスクにさらされながら地域に不可欠なサービスを提供する、そうした人々の多くが低所得、低待遇、不安定な雇用の非正規労働者であること、その理不尽さについても問題意識が高まっています。地域に必要なサービスを維持していくために自治体として何ができるとお考えでしょうか。

パラダイムシフトにどう対応していくかということについて質問いたします。コロナショックは、私たちの社会の在り方、人々の価値観に大きな転換をもたらすと考えます。テレワーク等働き方の変化やサプライチェーンの多様化、大都市一極集中から地方へ、行き過ぎたグローバル経済、海外依存から自給的経済へ、こうした変化は人口減少に悩む地方にとっては大きなチャンスにもなり得ます。長期的な視野で、いわゆる地方創生につなげていくためにどのような施策が必要とお考えでしょうか。

次に、高齢者の健康への影響について質問いたします。長引く自粛生活で生活が不活発になることにより、様々な弊害が指摘されています。高齢者の心身の健康にどのような影響が出ているか、村内の実態をどのように把握され、対策を考えていらっしゃるかお聞かせください。

以上までが村長への質問です。

次に、教育長に対して質問いたします。

小中学校の環境づくりについて質問いたします。約3か月の休校が子供たちに与えた影響、心身の健康状態や学力、生活リズムなどについてどのように把握しているでしょうか。

北海道教育大学の平野直己教授は、北海道新聞の記事の中で学習の遅れの解消と同じくらい心への対応も大切であり、子供が夢中になって五感を働かせる遊び、余裕を持って物事を楽しむゆとり、人との温かな関わりの3つが必要と語られています。学校は再開しましたが、感染への不安、詰め込み教育への不安、新しい生活への過剰な適応がストレスにならないよう配慮が求められていると思います。子供たちが安心して過ごせる環境をどのようにつくっていかれるかお考えをお聞かせください。

また、学習の遅れに関しましては、学校休業が長期化したことで学力格差が一層深刻になるのではと懸念されています。学力保障の仕組みをどのようにつくっていかれるかお考えをお聞かせください。

先ほどご紹介いたしました平野教授は、同じ記事の中で子供を支える大人も支えられ、ねぎらわれていることがとても大切であり、大人同士が温かくねぎらい合う雰囲気がある

と子供も安心感を得られると語られています。子供たちを日々支えてくださっている教職員の皆さんに対するサポートを自治体としてどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。

まずは、雇用の維持と事業の継続についてでございますけれども、1点目の雇い止め、派遣切りなど、地域の雇用失業状況の把握についてですが、商工会、村でも個別に村内事業者から今回のコロナ禍に係る聞き取りを行っております。経済状況の悪化により一部の事業所で都合により解雇や待機などの措置はあるようですが、世間一般で言われている深刻な雇い止め等は発生していないと受け止めています。冬期間は、期間雇用の労働者の方々も多くおりますが、ほとんどは契約期間満了に伴うものであると聞いております。聞き取り調査でも通常の経済状態に戻れば以前の雇用人数に戻したいとの意向を示している事業所もあることから、今後の景気動向にも注意を払っていきたいと考えております。

2点目の外国人労働者の現状とケアの件ですが、冬期間の多くの外国人労働者は期間満了またはコロナウイルスの影響を考慮してご自身の判断で帰国されていますが、雇用契約延長された労働者のほか、帰国せずに他の仕事に就業された外国人もいると聞いています。現在も当村に居住されている外国人の方には、特別定額給付金の対応として事業所の人事担当を相談窓口として対応いただくなどスムーズな給付が行われております。

3点目の影響の大きい宿泊業、飲食業への影響に関しては、北海道において観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）などの事業も予定されております。経済活動が順次再開されることで今後も官民で様々な取組や対策が行われますので、要望があれば国費補助事業等の活用やイベント等の協力など対処してまいりたいと考えております。

4点目の基幹産業である農業への影響に関しては、これから本格的な収穫を迎えることとなりますが、インバウンドを含む観光業の回復状況や景気の動向により今後どのような流通状況、市場価格となるのか見通せない状況でありますことから、現在もその動向を注視しております。なお、コロナウイルス対策に関わります農業支援情報をまとめて7月中に各農業者の方々にお知らせするよう準備をしております。

5点目の持続化給付金等の支援制度の活用状況ですが、持続化給付金に関しては村内でも複数の事業者の方が申請済み、申請予定、検討していると伺っております。そのほかの制度への申請や取組も聞いています。制度によっては複雑な手続を要するものもあり、支援事業の中には専門家のアドバイス事業や派遣事業などもあり、村内事業者への情報提供を行っています。なお、制度活用や支援業務は商工会も重要な役割を担っておりますので、今後も引き続き連携して対応してまいります。

6点目の地域独自の雇用政策、経済対策ですが、地域の実情により自治体独自の施策で取り組めることができる国費の新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金を最大限活

用して、村民が安全、安心して生活できるよう村独自の対策を進めてまいりたいと考えております。特に二次補正については、今後近々また内示額が示されると思いますので、その交付金を活用しながら、また広く住民に関わる対策を考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、必要不可欠なサービスの維持についてでございます。必要不可欠なサービスについては、自治体にできることは村が直接関わる事業者については情報の提供、注意喚起及び個別の相談に応じる等の対応を行っており、今後も継続したいと考えています。

パラダイムシフトにどう対応していくかでございます。コロナ後、議員が懸念されるような社会的価値観等が革命的に変革するとは考えにくく、現状の社会資本や国民の生活対応から考えると、都市部を除く地方は緩やかな変革になるだろうと想定しています。ただ、緩やかな変革に対応するにしても、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナに対応する基本は情報通信ネットワークの整備であると考えておりますので、この機会に光通信環境の整備に取り組みたいと考えております。

高齢者の健康への影響についてであります。高齢者の細かな情報を把握し、その対応を専門機関に適切につなぐため包括支援センターを委託しております。緊急事態宣言前の3月上旬から中旬にかけて、包括職員と村保健師で分担して村内高齢者を対象とした電話連絡による状況確認を実施しています。ということで、資料の括弧の部分に数字的なものを書いてありますので、御覧いただければというふうに思います。緊急事態宣言解除後は、包括職員による高齢者宅訪問を徐々に再開し、包括が得た情報を介護保険課で集約し、保健福祉課と情報を共有し、連携を図っています。また、高齢者に限らず健康や気になる住民に対しては、必要に応じて村保健師から連絡をとり、個別に対応しております。その数字的な内容については、括弧の中に記載しておりますので、ご高覧いただければというふうに思います。

以上で能登議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ご質問ありがとうございます。

小中学校の環境づくりについてお答え申し上げます。1つ目の3か月の休校が子供たちに与えた影響をどのように把握しているかについてですが、まずは臨時休業が明け、ほととしているところですので、村内の児童生徒全員が登校できているところです。

健康面なのですが、子供たちは元気に登校しています。ただ、特に夜型の生活になっていた児童が少なくないのではないかと心配しています。中学校生徒は、生活リズムの切り替えが素早くできている子供たちが多いものの、小学校では朝の1、2時間目に眠たそうにしている子供たちが見られ、担任が布団に入った時間などを聞いたりしながら、リズムを取り戻すための声がけをしているところです。

運動面では、体育的活動が現在制限されている中ではありますが、できるところから体力テストを開始して現在把握に努めているところです。マスクをつけたまま、あるいはマ

スクを一時外させるなどしながら、徐々に体力の回復と、これから迎える、先ほどもお話ありましたが、暑さに対して体を慣れさせている、そんな段階でございます。

学習面ですけれども、家庭学習の課題作成、配付、それから電話、家庭訪問等、学校でできることを考えて様々な面で家庭にもご協力をいただきながら進めてきました。小学校は、自学スキルの範囲で努力してきたものというふうに思いますが、十分な理解には至っていない子供もおり、同時に学力差が拡大した可能性もあると考えて注視しています。中学校では、生活の様子、それから授業の様子、ともに大きな影響は感じないというふうな報告を受けていますけれども、今後の授業やテスト等で観察し、対応を図っていきます。

2つ目の子供が安心して過ごせる環境をどのようにつくっていくかについてですけれども、先ほどのストレス回避の部分でもございますが、学習内容を詰め込むような状態に陥ることを回避して、そのことに起因する不登校や学力遅滞を生じさせないような取組を意識しながら進めているところです。そのために、まず授業時数回復策についてなのですが、オンライン学習支援と同時に年度当初に計画した授業時数、余剰時数を加えた計画の見直しを行っています。再度の臨休にもある程度対応できるように対応しているところです。

また、児童が感染への不安を持っていることは、子供たちの様子から見てとることができます。例えば体育用具などを共有の道具を使うときためらうような、そんなしぐさが見られる子供たちもいますが、学校では授業中も、それから全職員で作業を分担しながら消毒作業を行いまして、消毒済みである、あるいはそうではないというのが分かるように置く場所を区別したり表示をしたりとか、そんな工夫もしているところです。また、不顕性感染者がいることを想定した生活様式の浸透というのは、これは社会全体の要請ではありますが、学校でも発達段階や学校内での生活実態に合わせた行動様式は示していかなければならないというふうに考えています。定着には時間かかりますけれども、指導や注意の多さ、これがまた児童のストレスにつながることもあるかなということで、フットプリントですとか、方向とか矢印とか止まる位置を示す、そんなものですとか、ナッジ理論なんかを取り入れながら、視覚的にちょっとしたきっかけを与えることで自分で気がついて行動を考えられるような環境づくりに取り組んでいるところです。

中学校では、休業明けすぐに子供たちにアンケート調査を行いました。その後、教育相談も実施したのですが、現在のところは大きな課題を持つ生徒はいないという報告を受けています。中学生で学力面への不安を持つ生徒は少数いるようではありますが、詰め込み等への不安はないようです。また、新しい生活様式の意識づけは行っていますけれども、これがまた大きなストレスになっていることはないというふうに報告を受けています。

3つ目の学力保障の仕組みをどのようにつくるかについてなのですが、各学校ではオンライン授業に向けた準備を進めています。その目的としては、そこに書いているようなところ、4つの目的を基にということです。中学校は、専門チームつくって、より効果的な指導の在り方を目指して協議を重ねています。校内3校とも研修を行いまして、オンライン朝会ですとかオンライン職員会議、あるいは学校間の会議なんかもオンラインを使

って、すぐ先生たちが次のステップに進めるように、そんな取組を今やっているところです。

また、丁寧な個別指導ができる時間の設定ということでは、小学校は主に放課後の時間を使って補習を行っています。中学校は休み時間を使いながら個別学習や、それから本人からの相談業務もここで行っています。小学校では、各教室において学習支援員も個別対応していますが、これまで臨休中に取り組みさせた内容については必ず再開後に確認をする、そんなふうにしてやってございます。これらのことから、長期休業期間を短縮して、こういうことを保障するためには、やっぱり授業時数の回復というのは必要になってきますので、学力差への対策として放課後補習の時間は職員を総動員して、校長、教頭も含めてなのですが、個別指導、少人数指導に当たる体制をつくりながら今指導しているところです。

最後の4つ目のサポート体制の部分なのですが、今年度赤井川小学校は加配教員の申請で、昨年中学校を退職された小中校長先生を理科、数学の加配教員として配置させていただくことができました。本村の学習支援員についてなのですが、児童生徒数当たりの配置人数は後志管内ほかと比較しても手厚いほうであります。村としては、現状で当面はこの支援体制の中で行わざるを得ないのかなというふうに考えています。

ICT支援員の関係なのですが、なかなか人材の確保というのが難しい状況にあります。それで、本村に機器を導入していただいているICTの業者ですとか、それからこの保守のサービスなんかを利用しながらサポートしてもらったり、あさっても実施しますが、例えばソフトバンクの職員に来てもらって、外部のどんどん来てもらえる人にはそういうのでICTの研修を行ったり、あるいは村内外の堪能な職員を講師に招いて研修を行ったりしているところです。これまで各種団体、先ほどねぎらいのお話がありましたが、これまで各種団体や個人、様々なご支援を学校もしていただいて、そのたびごとに先生方も頑張ってください、こういうような声かけをしていただいて、この言葉がけに先生方も本当に励まされてというか、毎日の消毒なんかもすごく大変な量なのですが、そういうのに励まされていたこともあります。ボランティアの申出とか、励ましの言葉が心の支えになるものというふうに思っていますので、ぜひいろいろな場面でねぎらいのお言葉をかけていただければありがたいなというふうに感じているところです。

ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、村長に対しての再質問いたします。

まず、雇い止め、派遣切り等の雇用失業状況についてですが、村内の事業者から聞き取りされたということで、逆に働いている側のほうへの聞き取りはされたのかなという印象を持ちました。私が個人的に聞き取った中でも、やはり3月いっぱい、例えば期間雇用でスキー場で働くつもりが2月で打ち止めになったとか、そういう方たくさんいらっしゃいます。なので、実感とこの答弁の内容がちょっとかけ離れているかなという印象持ちます

ので、もうちょっと労働者の側に寄り添った視点で考えていただいてもいいのかなと考えます。

それと併せて、持続化給付金等の支援制度の活用状況についてなのですが、事業者に対しての支援については、こういう国の支援制度であるとか、村でも休業要請に伴って協力金ということで出されていると思うのですが、一方で働いている側、雇用されている側の労働者の方たちには実際休業手当を、ではもらえているかという、そういう実態もないかと思えます。国の二次補正も発表されましたけれども、どちらかという事業者側の支援のメニューが中心になっていますので、どうしても一人一人の生活者に届く支援はなかなか盛り込まれづらいのかなという印象を持っています。そういうときこそ、やはり住民に近い自治体が住民の個々の状況をきめ細やかに把握して、寄り添った支援というのが必要とされていると思えますので、先ほど村長のほうからも二次補正の活用については住民に広くまた届くような、住民に関わる政策を考えたいというお話でしたので、ぜひ第二次の臨時交付金の使い方については暮らし目線というか、住民目線というのを意識して考えていただければなと思いました。

あと、必要不可欠なサービスの維持についてということなのですが、私質問の通告の仕方が言葉足らずだったかなと思ひまして、改めてなのですが、必要不可欠なサービスの維持が今とても大変な状況になっているのは、最初の質問でも申しましたように、やはり長年効率化等の理由で公的な支出が抑えられてきた。村の直接関わる事業者についてはと答弁にありましたけれども、やはり村が直接関わる部分については、例えば介護サービスに対してもそうだと思うのですが、やはり指定管理のお話一つにしても、まず上限金額からの話になってしまう、そんな状況もあるかと思ひます。なので、ただこういう必要不可欠なサービスにきちんとお金をかけていかないと、結局担ってくれる人がいない。その結果が今のコロナショックによって、やはり医療や介護、福祉分野の脆弱性というのが明らかになってしまっていて、そういう状況もあると思ひますので、まず自治体としてできるのはきちんと必要な分野の業種にお金をかけること、そしてそこで働く人材を育てていくことがまず第一にやらなければならないかと思ひますが、その辺についての村長のご認識について改めて質問いたします。

次のパラダイムシフトにどう対応していくかということのご答弁の中で、革命的に変革するとは考えにくくというお話なのですが、これも都市部中心というわけではなく、都市部の変化が地方の変化にもやはりつながってくると思うのです。そして、今の変化というのは、地方都市にとってみれば、いわゆる呼び水になるような変化が多いのではないかと思ひます。最初の質問にも上げましたけれども、都市への一極集中から地方であるとか、あとは輸出入中心、国外依存の経済から自給的な、今日の農業新聞の1面でも加工用とか業務用の野菜を国外から国内の生産に変換していきましょう、国産回帰していきましょうという提言をJAが行ったという記事が今朝の農業新聞の1面に載っていました。そんなふうに地方や、あとは農業、一次産業にとってはチャンスにもなり得る、そんな事態なの

ではないかなと思います。そんな中で、やはり自治体としてそういう変化を見据えて、その変化を自分たちの活性化につなげていくような施策、そのインセンティブを与えていくような施策というのがかなり求められているのではないのかなというイメージで質問いたしました。

光通信環境についてもそうです。取り組まれていかれるということで、これもやはり今まで仕事の場に近いところに住んでというのが、どこに住んでも仕事できる環境があることで、例えばここはスキーリゾートもありますし、やはりスキーやスノーボード好きな方は、そちらの自分の好きなことを中心に、仕事はテレワークでどこにいても、そうやって移住してこられる環境も同時に整えていけるようになると思うので、今は本当に大変、いろんなことに目先の大変なことに対応していかなければならない時期だとも思いますが、一歩先を見据えて村としての、地方創生という言葉は手あかがついた感じではありますけれども、やはりこれから人口減少社会で自治体として、自治体を維持していくわけではないですけれども、人の暮らせる環境を維持していくためにも自治体独自の施策というのはとても重要になってくると思いますので、そういうことでもう一歩答弁をいただければなと思います。

村長に対しては以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 再質問についてお答えします。

労働者目線というようなことのお話がありました。先ほども申しましたように、第二次補正対応につきましては、一次補正とは違った取り扱いというようなことで考えていきたいとか、国もそういった部分に広く経済対策というようなことも言うておりますので、そういった考え方を持って内部でいろいろ意見を集約して行って、また皆さんのほうにご相談しながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

あとは、支援制度についても、直接的に既にもう申請をしてお金をいただいているという方の話もお聞きしたりもしますけれども、この辺についても、繰り返しになりますけれども、商工会のほうとも連絡を密にしながら、やっぱりきちんと申請に対して手続がうまくとれなかったりだとか、やり方が分からないという部分については支援をしていくというような形を村のほうも応援していきたいということを前々からお伝えをしておりますので、そういった姿勢は今後も続けていこうというふうに考えてございます。

あと、必要不可欠のサービスをどのように推進していくかというようなことで、前回の協議会のときにもお話をしましたけれども、やっぱり必要なお金の部分については、例えば指定管理にしてもきちんと積算をしてやっていくというような考え方で、実績に応じてこの方はこれだけでいいでしょうというような考え方はしないようにはしたいというふうに考えております。これは、村に関わる全ての事業に対してはそういう考え方は基本には立ちたいというふうに思っています。ただ、そうはいつでもお金のかかる問題ですし、お金が要る問題です。予算にも限りがあるということがありますので、その辺はできる、

できないは当然出てくるだろうし、満度に見ていくというのもなかなかできない部分もあると思います。当然これらを維持していくのに行政がやる部分、民間事業者がやる部分、個人がやる部分と、それぞれ役割分担というのも出てくるでしょうから、そういったところをきちんと役割分担を考えながら予算の範囲内で見ていきたいなというふうには考えてございます。

あと、パラダイムシフトにどう対応していくかというか、どう対応していくかと言われたので、パラダイムシフトといったら劇的な改革ということの意味なので、そんなに急激な改革は起こるかなというような考え方で返答させてもらったのですけれども、ただ議員言われるように先を見越した中でというふうには当然必要なことだと思っておりますけれども、今やらなければならないことというか、そういった部分の中でやっぱり考えていかなければならないということも多々あるだろうというふうには考えています。先ほども言いましたけれども、都会の激変と地方のスピード感の違いというのは当然出てくるのだろうなと思いますので、そういったところも感じながら先を見ていくという必要があるのかなというふうには思っております。ただ、今後田舎にテレワークなんかで移住するだとか、一次補正でも上げさせてもらっている新規就農でこちらに来たいとかというような部分の対応なんかというの、今後少しずつは都市から地方へという流れの中では出てくるのかなというふうに思いますけれども、ただやっぱり懸念しているのが、どんどん、どんどん地方に人が来るということは非常にありがたいことなのですけれども、それが例えばテレワーク、僕も情報通信は基礎だよという考え方でお答えしましたけれども、基礎は基礎なのですけれども、やっぱり地域住民としてどうやって地域と関わりを来てくれる人が持つかということも大事にしていかないと、どうしてもテレワークができるというか、通信網ができてしまうと、家の中にいていろんなことができてしまうということで、都会から移住した人がいても、要するになかなか外との関わりが持てなくなるということが、今回のコロナにかかわらず、それぞれ地方で先進的に進んでいるところでも今課題となっているというふうに伺っていますので、やはり地域住民とのつながりというものを念頭に置きながら、こういった部分については考えていかなければならないのだろうなというふうに思っておりますので、そういったことを忘れずに取り組んでいければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 次に、教育長に対しての再質問いたします。

まず、子供たちの健康面についての把握についてなのですが、子供が通っている赤小の例で恐縮なのですが、再開後に体位測定をやっていると思います。体重と身長を測って。そういうものの集計した結果で、例えば学校の休業中に極端に太ったり瘠せた子がいないかどうかとか、そういう統計的な部分ですね、そういうのをまとめられている状況があるのかどうかお聞きをしたい。

あと、すみません。語句についての質問で申し訳ないのですが、フットプリントやナッジ理論を取り入れているという部分、そのナッジ理論というのが何なのかということについて。

あと、中学校では休業明けすぐ子供たちへのアンケート調査を行いということだったのですが、小学校について、小学校の場合は保護者も一緒にのほうがよいのかとも思いますが、小学校についてもこうしたアンケート調査等の予定があるのかどうか。

あと、オンライン学習の支援に向けた準備ということで、端末等については先ほど連議員からのご質問の中で答弁にありましたが、その中身についての部分、コンテンツというのでしょうか、私も子供の休業中に何か使えるものがないかといろいろオンライン学習支援みたいなのをインターネットで探しては、あちこちのぞいてみたりもしたけれども、結構学校向けのサポートを用意している業者さんもたくさんあるのだなと初めて知ったのですが、やはり個人でそういうサービス使うと思うとお金もかかってくるので、なかなか敷居が高いということもあって、例えば学校でそういうコンテンツ、サービスを提供している業者さんと提携するとか、サービスを利用するというのも、例えば自前でオンラインの学習の支援の中身も用意するのと、そういったサービスを利用するのと、いろいろ使い分けるのも教職員の負担軽減という点ではありなのかなと。これは、すみません。本当に素人考えですけども、使えるもの、利用できるものは利用して、少しでもスムーズな展開ができればいいのかなという点で、そうしたサービスの利用も考えられているのかどうかについてお聞きしたい。

あと、最後の部分です。ボランティアの申出や励ましの言葉という点で、ボランティアしたいという方もきっとたくさんいらっしゃると思うのですが、逆に言えば例えば清掃のボランティアとか、やりたいなという方はいるかと思うのですが、では1人で行って何かやりたいのですと、なかなかそういうこともやりづらいという状況もあると思いますので、例えば余市町などでも学校支援員という名前だったかな、学校のいろんな活動に協力してくれる住民をあらかじめ登録しておいて、例えば花壇の花植えとか除草とか、そういう小さなことでも何か学校にかかってくる人、あらかじめボランティア登録しておいてみたいな制度をつくっている自治体もあるので、そうした何か受皿があれば私もやってみたいという人が手を挙げやすくなるのかなと考えます。コミュニティスクールのほうもこれから進んでいくと思うので、その中でもまた検討されていくのかとも思いますが、そうしたボランティアなり地域の人をどう学校の活動に取り組んでいくかということについて、お考えについてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） まず、体調の関係なのでですけども、実はこの休みに入る前に行われて、そして本来であれば6月までの間に実施しなければならない子供たちの様々な検査、各種検査なのですが、これが今回のコロナの関係で実施できていない状況があるのです。そんなこともあって、水泳の授業ができない、これはうちだけの話ではなくて、い

ろいろなところにしわ寄せ来ているのですが、そういうような状況もあって、だからつぶさに子供たちの状況が把握できているかということ、健康的な医学的な見地からの体調確認は十分できていないところはあります。

今の体重等については、ここ確認していないのですけれども、体重の変化を確認したという話は聞いてはいないのですが、そこは確認はしていないのですけれども、子供たちの体調面の管理の部分はそれぞれの養護教諭が子供たちと個々に話ししたり、そういうふうな形でやっているということは報告は受けています。そういう中で、大きなトラブルは今現状では発生していないという話は聞いています。そのぐらいの答えで大変恐縮なのですが。

ナッジ理論の話ですね。片仮名で申し訳ありません。例えばなののですけれども、もともとは肘を突くという意味らしいのですが、我々学校現場で例えば取り入れるのは、おしっこを、小便器をこぼしてしまう男の子がいます。そういうときに、ちゃんとちんちん持ってやりなさいよと、こんなところでこんな話もあれなのですが、そういう指導をする方法もあるのですけれども、そういうことを経なくても、便器に的をつけることで子供たちがそこに持ってやることで、指導しなくても無意識のうちに子供がそうなるようにしむけるような、そういう理論といいますか、そういうものをなるべく対応しながら子供たちに……。今回新たな生活様式のことでも様々なこと、こうしなければ、ああしなければということたくさん言っていますので、なるべくそういう要素を多くしながら、無意識のうちに子供がそういう新しい生活様式に慣れていくような環境づくりを心がけてやりましょうということで、今各学校にお願いしているところです。例えば赤井川小学校では、矢印をテープで張ることで通行方向を整理する、それで接触しないようにするであるとか、距離を2メートル以上とれるように、これもよくあるかもしれないですが、足跡をつけるであるとか、そんなことをやっている、そんなところです。

アンケートの関係ですね。アンケートについて、今現状では子供たち、小学校でアンケートをとったという話は聞いていないのですけれども、中学校の場合は自分で客観的に見詰めて書いたりしやすいのですが、小学校の場合は基本は子供の様子を観察するところから始めましょうということやってはいます。ただ、今後それが必要な状態が生まれてくるようであれば、もちろんそれも選択肢には含めてはいるのですが、まず優先的に子供たちの様子を担任だけではなくて、多くの目で見るといって子供たちを見取りましょうというところで指示し、あるいは校長先生もそういう考えで今やってくれているところです。今実態としては、そういうところになっています。

それから、コンテンツの関係ですね。コンテンツの関係は、今回分散登校のときに千歳のネットでの学習のやつをお知らせしたかなと思うのですけれども、これは道のほうで3年生以上の子供たちをとって、そういうコンテンツを作りまして配信したものです。ただ、それをいきなり家庭の中でできるかということなかなか難しいところがあるので、まずは学校の中でそれを慣れる活動をやってから、それからやりましょうということで今取

り組んでいます。実は、例えばこれ4年生の話になりますが、4年生で15分ぐらいでお話しして説明したら、あとは次の学習をしようと思ったのだけれども、実際には1時間かかってしまった、子供がそれ分かるようになるまで。結構慣れるのに時間がかかるということもあるので、先ほどもちょっと言いましたように今の子供たちが学校に登校している、この間をうまく利用しながら、そういうコンテンツになるべく触れる、学校の中で指導ができる環境の中で指導しましょうということで話ししております。具体的には、この千歳のほかにも、もうほかの教育委員会で、例えば私のほうで紹介させてもらったのは札幌の稲穂小学校だったり、これはほかの学校の話なのですが、それから旭川の教育委員会の各学年の学習コンテンツなりを作って、大きなところは作って配信しているところがあるので、そういうのを使いながら、それをベースに、これは配信で受動なのですが、受動で受けたやつを今度は遠隔、例えばズームとかを使って、それを見ました。見た後に子供たちに学習で今のやつどうだったという関わりを持つような、どうしたら効果的に授業ができるかというのを今学校のほうで研修して積み上げていってほしいという話を今しているところです。今現在いろいろな有償ではなくて無償のコンテンツもたくさんあるので、現時点では無償のコンテンツを使いながら効果的な指導ができるようにということで取り進めているところです。

それから、もう一つは、先ほどのタブレット端末を今後第2波、第3波というのに備えてということで、タブレット端末、アイパッドを選択したというお話をさせていただいたのですが、そのアイパッドは実は200万とも言われるようなコンテンツがあるということで、これは無償のコンテンツがたくさん入っているということで、例えば低学年であれば筆順だったり計算だったり、そういうコンテンツがたくさんありますので、それをタブレットに入れて子供たちに配付することで家庭学習をしてくるとか、そんなふうな使い方をこれからしていくことができるのではないかとということで、それぞれ学校で計画を立ててもらっているところです。

ボランティアの関係なのですけれども、おっしゃるとおり今回コミュニティスクールをつくっていくという、その中でコミュニティスクールにおいては学校運営協議会というのと学校支援という車輪の両輪だというふうに言われています。その学校支援のほうの充実という部分、地域の人たちに入ってもらうことで、どんな学校に対して支援ができるかという、最終的に目指すところは部会みたいなもの、例えば安全部会だったり、それから学習支援部会だったりとかという、そういうものを目指しながら学校支援するような体制づくりを村全体でつくっていける、そんなことを目指しながら進めていければなと今考えているところです。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終わります。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 本日は、新型コロナウイルス感染症対策について伺いたいと思い

ます。

医療専門家によると、新型コロナウイルス感染症の鎮静化は人類の多くが抗体を持つか特効薬が開発されない限り難しく、それは何年かかるか現時点では見通せないとのことです。さらには、第2波、第3波が襲来するとも指摘されています。このような状況下の中、今後の新型コロナウイルス感染防止対策への村としての取組について、次の2点を質問いたします。

1点目は、新型コロナ感染拡大時における災害発生の場合の避難について、特に3密を避ける避難場所、避難所の在り方の検討が急務とされていますが、村としてどのような対策を構築されているかお聞かせください。

次に、今回新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワーク、オンライン学習・授業、オンライン帰省など、オンラインによるコミュニケーション機会が各地で増えてまいりました。そこで、村においても高齢者の皆さんへの見守りを顔の見えるコミュニケーションとしてオンラインを活用してはいかかかと考えます。そのほか、オンライン化については、自宅でのフレイル予防の運動支援など活用幅は多岐にわたるかと思いますが、村長の考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、湯澤議員からの一般質問について答弁させていただきます。

1点目の新型コロナウイルス感染拡大時における災害避難所の対策についてでございます。議員ご発言のように、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、避難所の開設には感染症対策に万全を期すことが重要となります。村では、避難所として村内に11か所の公共施設をあらかじめ指定しておりますが、範囲した災害や被災者の状況を総合的に判断し、避難所の分散開設や指定避難所以外の公共施設を避難所として開設するなど、可能な限り避難所を開設し、過密状況を避けることが重要であると認識しております。

また、避難所においては、手洗いやせきエチケットの励行、換気の実施など、基本的な感染対策を徹底することが必要となりますので、マスクや消毒用アルコール、石けんなどの衛生用品及び段ボールベッドやパーティションの備蓄などに今後も努めてまいりたいというふうに考えております。なお、被災者に発熱、せきなどの症状が出た場合には、専用のスペースを設ける必要もありますし、症状から新型コロナウイルス等の感染が疑われる避難者が発生することも想定されます。このような場合は、保健所、うちでいうと倶知安保健所ですけれども、保健所等関係機関の助言を得ながら避難所の運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

2点目のオンライン活用であります。現在村内における光通信環境の整備率は約80%という状況になっております。現在国の支援を活用した光通信整備を検討しており、これらの整備見込みがついた段階でオンラインを活用した様々な事業展開について検討を行ってみたいというふうに考えております。なお、運動支援については、紙ベースではありま

すが、包括支援センターより周知し、緊急事態宣言の最中でしたが、取組を推進させていただいておりました。

答弁資料に書いておりませんが、再三にわたり光通信整備の検討を行っているというようなお話をさせていただいております。まだ本格的な申請とかそういう段階ではないのですけれども、国のほうが今回のコロナウイルスの関係で全国でも最後の支援だよということで、光回線整備を今全国で一斉にやろうということで、その支援をほぼ地元の持ち出しというのも極力少なくする中でやるということで、起債を使ったり交付金を使ったりという形の中で今考えてくれています。今の状況は、まだ細かい要綱とか制度設計の立てつけとかそういうものがまだ出てきていないので、ただすぐ事業に取り組めるようにということで、そういった情報が流れてきているものですから、今のところ業者のほうにまずはどのぐらいお金がかかるのかと、村内でそういうこと、今通っていないエリアに対して光ファイバーを引いた場合にどのぐらいお金がかかるのか。また、村が持った場合の維持費とか、民間電話会社ですか、民間のほうにそのまま譲渡してやってもらうというような方式も考えられますので、要するにどういった方法が一番今後考えられるかということ今検討するのに、業者のほうに今見積りも含めて考えてもらっていますので、それらが出てきた段階で今度国のほうと、道を通してですけれども、協議を進めて、国も年内、全国一律にやるので、年度内に終われるのかという疑問はありますけれども、この緊急事態の後のポストコロナを見据えた、そういった情報通信網の整備というのを国が打ち出してきましたので、ぜひそれを利用して、この機会ではないとできないなと思っていますので、取り組みたいというふうに考えていますので、すみません。湯澤議員のご質問の資料には入れていなかったのですけれども、何回か整備を検討しますと言っているものですから、少し補足させていただきました。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 1点目について再質問したいと思います。

いろいろな対策を講じているだろうと思います。避難所の分散開設や可能な限り避難所を開設し、密接状況を避ける。これは、大事なことですよね。これまでの収容定員というのは、多分1人当たりのスペース1.65メートルで考えていると思うのです。あるところでは、実際にこのコロナ感染下の中でどのぐらいのスペースが必要かとやってみたら、60人収容するところが結局30人しか入らなかった。そういう意味では、こういった可能な限り避難所を開設して分散開設というのは大切だと思うのです。

もう一点大切なことは、避難所を開設することだけではなくて、今言われているのは動かない避難と言われる在宅避難、それから車空間を利用した青空避難とか、そういうことが言われているのです。みんながみんな避難所に行くのではないのだよと。家にいることも安心であればそこにいなさいよという避難の仕方、そういうことが今言われています。

非常に多様な避難形態があると言われておりますので、これについて村長はどのように考えますか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 災害と言ってもいろんなパターンがあるので、地震で家が倒壊してしまうだとか、大雨で道路が寸断されて家には入れるけれども、出ていけないとか、だから避難所にも来れないだとか、いろんなパターンが考えられるかなど。その災害に合った、状況に応じて分散した避難所にするのか、要するに在宅にするのか車にするのかというのは考えていかなければならないなというのは一律の対応では難しいだろう。ただ、このコロナの状況ですから、いずれにしてもそういった部分へ対応していく、資材を事前に準備しておくだとか、例えば分散にしたって幅をとったりしても真っ平らなところで寝て休んでもらうというわけにいかないの、段ボールベッドを少し数を多く確保するだとか、パーティションも今は10、20ぐらいしか在庫ないですけれども、そういったものも幅を広くするのに少し数も要りますので、そういったことには事前に準備をしておきながら進めていかなければならないというようなふうには考えておりますので、そういった対応を今後していきたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） いろんな対策を考えられて準備もしているということですがけれども、大事なことというのは住民への周知徹底だと思うのです。こういう防災のしおりとかいうのも各戸に配られていますよね。こういうことで周知は徹底されていると思うのですけれども、ただそれについてもひょっとしてしっかり見ていないのではないかなという気がしますので、ですからこういうのは消防庁から出ているのですけれども、こういうようなものをもっともって出して、もうしつこいぐらい出しておかないと、余り周知徹底できないのではないかと。特に今何か災害があったときには、みんながみんな避難所に行けばいいのではないかとというような考えを持ってしまうかもしれませんので、そうではないよということもぜひ周知をしていただきたいというふうに思います。その点どうですか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 先ほども言ったように、災害というか、そういった被害に遭う状況によってそれぞれ違うのかなというふうには考えておりますので、今湯澤議員が言われたように住民個々がきちんとそのことを把握してもらわないということは当然あるのですけれども、なかなかそういった状況が起きないと、そこに意識が行かないというの、これまた事実なのかなという気もしています。幸いうちのほうでこの規模ですので、職員なりボランティアなりを動員しながら情報の把握だとか情報の周知というのはそういう状況が起きた段階でもいろいろできるのかなというふうに思っています。ただ、消防のほうに今またお願いはしているのですけれども、以前に消防のほうの防災員というのを団員の方をお願いして各地区に張りつけさせていただいております。その活動も今のところ活発に行われる状況にないというようなこともあるので、消防のほうにお願いして、その

防災員と地域のつながりというか、どこまでを担うのかだとかなんとかということをきちんと整理していきましょうという、せんだってそんな話を消防のほうとさせてもらったばかりなので、そういった方々の力も借りながら周知もしていくということですし、議員言われるように紙ベースなりなんなりでも当然言っていかなければならないだろうし、今年度、私もまた地区別懇談会をやっていきたいなというふうに思っていますので、そんな中の情報提供として住民の方に機会があるごとにそういったところも使いながら村の考え方というものをきちんとお知らせしていければなというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会より、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 3時00分散会）